

洋上風力発電の環境影響評価制度の最適な在り方に関する検討会

(第2回) 議事録

- ◆ 日時：令和5年6月1日 14:00～17:00
- ◆ 出席者（委員）：
阿部委員、荒井委員、飯田委員、大塚委員、北村委員、白山委員、勢一委員、関島委員、
田中委員、中原委員、錦澤委員、西本委員
- ◆ 出席者（関係省庁）：
環境省 上田総合環境政策統括官
大倉環境影響評価課長
相澤環境影響審査室長
森田環境影響評価課 課長補佐
経済産業省 産業保安グループ 枝村電力安全課 課長補佐
国土交通省 港湾局 海洋・環境課 加賀谷海洋利用開発室長
資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課 石井風力政策室長
- ◆ 出席者（オブザーバー）：
内閣府 総合海洋政策推進事務局 妹尾企画官
全国知事会 中満氏、原氏
一般社団法人日本環境アセスメント協会 島田氏
公益財団法人日本自然保護協会 若松氏
公益財団法人日本野鳥の会 浦氏
一般社団法人日本風力発電協会 松島氏

【環境省（森田）】

それでは定刻となりましたので、これより第2回洋上風力発電の環境影響評価制度の最適な在り方に関する検討会を開催致します。本日はご多忙中にも関わらずご参集頂き、誠にありがとうございます。しばらく進行をさせていただきます、環境省環境影響評価課森田と申します。報道関係者の皆さまへのご案内です。冒頭の撮影につきましては、これからご案内するまでの間可能となっております。ご承知おきください。

本日は対面とオンラインのハイブリッド方式での開催とさせていただきます。オンライン参加の皆さまにおかれましては、何点かご協力をお願い致します。ご発言の際以外はカメラ・マイクをオフに、ご発言の際にはオンにして頂きますようお願い致します。ご発言を希望される場合には、挙手ボタンをクリックしてください。通信トラブルなど何かございましたら、チャット欄にご記入頂きお知らせください。

なお本日赤松委員ご欠席、勢一委員が15時以降のご参加、北村委員が16時40分ごろにご退席、西本委員が16時15分ごろにご退席の予定となっております。また、本検討会は

公開での開催となっております。現在ライブ配信を行っております。

まずはお手元の資料の確認をさせていただきます。本日の資料について、画面に資料一覧をお願い致します。本日の資料は、現在画面に表示している配布資料一覧の通りです。不足等ございましたら、この場でご教示ください。

報道関係者の皆さまにおかれましては、冒頭の撮影はここまでとさせて頂き、以降は傍聴のみとさせていただきます。

これから先の議事進行につきましては、大塚座長にお願いしたいと思います。それでは大塚座長、よろしくお願い致します。

【大塚座長】

どうも皆さんこんにちは。第 2 回の検討会を始めさせて頂きたいと思います。本日もどうぞ活発なご議論をよろしくお願い致します。

では早速議事に入ります。洋上風力発電に係る新たな環境影響評価制度の在り方について、環境影響評価の全体的な流れ及び再エネ海域利用法との連携の流れについて、案につきまして、環境省からご説明をお願い致します。

【環境省（森田）】

それではお手元の「資料 2：洋上風力発電に係る新たな環境影響評価制度の在り方について」をご覧ください。

まず 1 ページでございます。令和 4 年度の検討会におきましては、新たな環境アセス制度の検討の方向性について取りまとめがなされました。本資料は令和 4 年度において整理された諸課題、基本的な視点を前提とし、新たな環境アセスメント制度の検討の方向性を踏まえ、環境影響評価の全体的な流れ、そして再エネ海域利用法との連携の流れについて、事務局として整理した案をお示しするものでございます。なお本日アセスの全体的な流れ、再エネ海域利用法との連携の流れについてご検討頂いた上で、次回以降につきましては、アセスの全体的な流れ、再エネ海域利用法との連携の流れを踏まえた上で整理すべき論点、そして不確実性への対応ということでモニタリングや順応的管理の考え方などを扱う予定でございます。また、新たな環境アセスメント制度の実施等に係る留意点につきましても、本日のご議論を踏まえ次回以降に整理を行う予定でございます。

3 ページ、目次をご覧ください。大きく 2 つのパートに分かれておりまして、1 つ目のパートは令和 4 年度の概略となっております。第 1 回において説明をさせて頂きましたので、本日の説明は割愛させていただきます。

2 つ目のパート、こちらが本日ご議論頂く主な内容でございますが、新たな制度の具体的な在り方についてお示しをしております。まず 1 点目、区域選定における環境配慮手続の

在り方について、になります。2点目は、環境アセスメント等の設計手続の在り方について、になります。3点目は、現地調査結果を踏まえた環境影響が懸念される項目の洗い出し・重み付け等の在り方について、になります。4点目は、選定された事業者による環境アセスメント手続の在り方について、になります。5点目として、1点目から4点目の流れ全体を総括したものをお示ししております。

早速ですが16ページをご覧ください。1点目では、区域選定における環境配慮手続の在り方についてご説明させていただきます。

趣旨でございますが、再エネ海域利用法に基づき国が区域選定を進める段階において、適切に環境配慮の質を確保するため、環境省は環境配慮のための手続、区域選定における環境配慮手続を実施することとします。この手続の実施に当たっては、区域選定における環境配慮手続のプロセスを新たな制度に明確に位置付けることとします。

具体的な手続の流れをご覧ください。1点目として、洋上風力発電事業が見込まれる区域、現行の再エネ海域利用法のスキームの場合は都道府県から情報提供が行われた区域について、環境省は重大な影響の回避・低減のため環境配慮が必要な事項を選定し、その影響について文献調査結果に基づき、簡易な手法による予測・評価を実施し取りまとめを行うこととします。

2点目として、文献調査及び予測評価を行うに当たっては、環境省は海域の情報について有識者から情報収集・意見聴取を行うこととします。情報管理の観点から具体的な区域が明らかにされていない段階、原則として有望区域の公表前の段階において、この情報収集は非公開で実施し、事後的に結果を公表することとします。

3点目として、環境省は、この予測・評価の結果が有望区域検討のプロセスに適切に反映されるよう、経済産業省・国土交通省と必要な調整を行うこととします。具体的には、事業計画において配慮をしてもなお、重大な影響の回避・低減が図られない恐れがあり、区域として選定することが適切ではない部分が存在すると環境省が判断する場合には、有望区域からはこの部分が除外されるよう調整を行うこととします。また、事業計画における適切な環境配慮を要する事項につきましては、環境省が行う環境アセスメント等の設計の検討において、この結果を適切に活用することとします。

4点目として、原則として、有望区域が公表された後に、これら検討結果を環境アセスメント等の設計書案において記載し、環境の見地から意見を有する者等から意見聴取等を行うこととします。米印の部分は補足になりますが、現行の再エネ海域利用法のスキームの場合、有望区域の公表前の段階において具体的な区域は公にされていないところがございます。有望区域の公表前に行われた環境省による環境配慮のための手続の状況について、有望な区域が公になった段階において公表することを原則とするものでございます。

18 ページをご覧ください。2 点目の、環境アセスメント等の設計手続の在り方について、でございます。

まず趣旨ですが、洋上風力発電について工事中・稼働段階における適正な環境配慮を確保するためには、事業実施前のアセスメント、工事中・稼働段階における事後のモニタリングが事業の特性・海域の状況に応じ、最新の科学的知見を踏まえ、効果的・効率的に実施されることが必要でございます。第3 パラグラフですが、このため環境省は、事業実施前の環境アセスメントをして、事後のモニタリング等について、どのような項目についてどのように実施するのか、あらかじめ環境アセス等の設計書の案を取りまとめることとします。また地方公共団体や経済産業省、住民その他環境保全の見地から意見を有する者、この中には事業の実施に関心がある者も含まれますが、これらの者からの情報収集・意見聴取を実施した上で、アセスメント等の設計書を確定することとします。

具体的な手続の 1 点目として、環境省は、区域選定における環境配慮手続の結果等を踏まえ、設計書案を策定します。設計書案の検討に当たっては、必要な事項について有識者からの情報収集・意見聴取を実施するものとします。

2 点目として、設計書案においては主に以下の事項について取りまとめることとします。主な事項でございますが、1 点目として、事業実施が見込まれる区域が挙げられます。2 点目として、想定される事業形態の概略が挙げられます。こちらの事業形態の概略として記載すべき事項については、調査項目・内容等に影響を与え得る事項が想定されるところでございますが、具体的な内容については施行までの間に海外事例等を分析し最新のアセスの知見を踏まえ、記載事項について技術的整理が必要となります。3 点目の、区域選定における環境配慮手続の結果について、及び 4 点目の、事業実施前の環境アセスメントの方法について、でございます。まず現地調査等の内容、そして現地調査等の結果の活用方法ということで、現地調査によって得られる結果を踏まえ、どのように予測評価を行っていくのかと点においては、2 つの段階で活用することが想定され、1 段階目は、環境省が行う環境影響が懸念される項目の洗い出し・重み付け等の段階においてどのように活用していくのか、ということ、2 段階目が、公募で選定された事業者が行う最終段階のアセスメントにおいて、どのように活用するのか、ということになります。そして主な記載事項の 5 点目は、稼働段階におけるモニタリングの方法等について、でございます。こちらはモニタリングの在り方は、第 3 回以降において別途検討予定でございます。

そして主な流れの 3 点目として、環境省は、原則として有望区域が公表された後にアセス等の設計書案を公表し、適切な方法で説明会を実施することとします。その上で、次のページに記載をしている者からの情報収集・意見聴取を実施することとします。そして環境省は、聴取した意見等を基に設計書案の内容について検討し、必要に応じ修正を実施した上で設計書として確定し公表することとします。20 ページでは、具体的な意見聴取等の対象を

記載しており、経済産業省、地方公共団体、住民その他環境保全の見地から意見を有する者が想定されます。

主な流れの 4 点目として、設計書に基づき事業者が行う最終段階のアセスメントが適切に行われるべき旨について、公募占用指針において明記することとしております。

21 ページをご覧ください。3 点目、現地調査結果を踏まえた環境影響が懸念される項目の洗い出し・重み付け等の在り方について、でございます。

まず趣旨ですが、事業に係る環境配慮を適切に確保するとともに、事業者の予見可能性を高める観点から、環境省が行った現地調査等の結果を踏まえ、促進区域の指定や事業者公募の仕組みに適切に反映させることが重要でございます。このため、最後のパラグラフですが、環境省は、環境影響が懸念される項目の洗い出し・重み付けの結果に基づき、促進区域指定や事業者公募の仕組みに適切に反映されるよう、経済産業省・国土交通省と必要な調整を行うこととしております。

22 ページをご覧ください。具体的な手続の流れの 1 点目として、環境省は、設計書において記載した内容及び現地調査等の結果に基づき、環境影響が懸念される項目を洗い出した上で環境影響の程度を見積もり、環境影響が懸念される事項については次の 2 つの対応のいずれに該当するものかを振り分けることとしております。1 点目として、事業者が作成する事業計画において、配慮をしてもなお重大な影響の回避・低減が図られない恐れがあり、風車の立地等に適さない部分が存在すると判断するもの、2 点目として、事業者が作成する事業計画において、影響の回避・低減のための適切な環境配慮を要すると判断するもの、でございます。この検討に当たっては、必要な事項について、環境省は有識者から情報収集・意見聴取を実施するものとしております。

手続の流れの 2 点目として、環境省は洗い出し・重み付けの結果について、促進区域指定のプロセスに適切に反映されるよう経済産業省・国土交通省と次の通り必要な調整を行うこととしております。必要な調整の 1 点目として、具体的な手続の流れの 1 点目であげられた 2 点の対応のうちの 1 点目に該当する場合においては、促進区域の指定段階において必要な部分について、風車の立地制約を加える等の必要な措置を講じることとしております。必要な調整の 2 点目として、具体的な手続の流れの 1 点目であげられた 2 点の対応のうちの 2 点目に該当する場合においては、事業計画そして最終段階のアセスメントにおいて適切な配慮がなされるよう、公募段階において、公募で選定される事業者が適正な環境配慮を行うことが担保されるよう必要な措置を講じるということで、例えば公募占用指針において必要な条件を記載することなどが考えられます。これらの洗い出し・重み付けの結果、そしてそれを踏まえた調整結果につきましては、それぞれの促進区域指定のプロセス段階において適切に公表を行うこととしております。

24 ページをご覧ください。4 点目、選定された事業者による環境アセスメント手続の在り方について、でございます。

趣旨でございますが、適正な環境配慮を確保するためには、具体的な事業諸元を含む事業計画が明らかになった後、その事業計画に係る予測・評価を実施することが必要であるということから、選定された事業者は確定したアセス等の設計書に基づき国が行った調査結果を踏まえ、具体的な事業諸元を含む事業計画に係る予測・評価等の最終段階のアセスメント手続を行うこととしております。

具体的な流れの 1 点目として、公募で選定された事業者は、事業に基づき環境アセスメント等の設計書そして公募段階における条件等に従い、環境省の実施した現地調査等の結果、そして洗い出し・重み付けの結果を活用し、最終段階の環境アセスを実施し評価書案を取りまとめることとしております。

2 点目として、事業者は、評価書案について適切な方法で説明会を実施することとしております。その上で次の者からの情報収集・意見聴取を実施することとしております。意見聴取等の対象については、経済産業省、環境省、地方公共団体、住民その他環境保全の見地から意見を有する者としております。

3 点目として、事業者は、聴取した意見等を基に評価書案の内容について検討し、必要に応じて修正を実施した上で評価書を作成することとしております。4 点目として、経済産業省は、評価書の内容について確認し、適正な環境配慮が確保されるよう必要に応じて変更を求めることとしております。適正な環境配慮が確保されていることが確認されれば評価書が確定され、事業者は確定された評価書を公表することとなります。

26 ページをご覧ください。5 点目として、今後あるべき環境影響評価の全体的な流れ、そして再エネ海域利用法との連携の流れについて、これまでの 1 点目から 4 点目までの項目を総括しまして、今後あるべき環境影響評価の全体的な流れを 26 ページの図 11 に、再エネ海域利用法との連携の流れを 27 ページの図 12 に示しております。事務局からの説明は以上でございます。

【大塚座長】

大変丁寧に説明して頂きましてありがとうございます。今環境省から説明のありました内容につきまして、14 ページ以降の内容を 3 つのセクションに分けてコメントの時間を設けたいと思います。1 つ目のセクションは 1：区域選定における環境配慮手続の在り方について、及び 2：環境アセスメント等の設計手続の在り方について、これをまとめて 40 分程度コメントの時間を設けたいと思います。

新たな環境アセスメント制度の施行までの間において、情報収集した上で技術的な知見を取りまとめておくべき事項・留意点などにつきましても、コメント頂ければ大変ありがた

く思います。コメントのある委員はどうぞ挙手をお願い致します。あるいは会議室で参加の方は名札を立ててください。では北村委員、お願いします。

【北村委員】

ご説明ありがとうございました。質問ですが、今回議論を区切ってパートに分けてということなのですけれども、全てに関係してしまうかもしれないのですが、それぞれの、例えば環境省のほうで取られる配慮手続、あるいは設計書の公表に至るまでのプロセスなのですけれども、これは地域、区域によると思うのですが、どのぐらいの期間をそれぞれ想定されておられるのかというのが1点。

あとこれはコメントですけれども、全体として今回の目標が事前に国のほうでやられるアセスに係る手続というのをしっかり後のプロセスに生かしていくということだと思っておりますけれども、そういう観点でいきますと、事業者が後で実際に評価をされる場所との整合というのが非常に大事と認識しているのですが、事後の事業者が行ったものに対して、当然いろんな意見とか出るわけなのですけれども、例えば設計書案に従ってやったのだけれども結果的に、その設計・方法等にやはり不備というか足りない部分があったのではないかとといったような事象が生じてしまうと、結果的にまた少し立ち戻る、時間かかってしまうような形もあり得るのかなという中でいくと、この設計書案に対して意見を聞いていくというプロセスにおいて、これであれば事後においてそのような事象は生じないということはある程度確保する、プロセスとして確保するような手だても必要かなというふうに感じた次第でございます。この辺りどのような議論があるのかという辺りは、少し議論として深めておく必要があるかなというふうに感じております。以上です。

【大塚座長】

全体に関わりそうな話なので、まとめて質問を受けるのではなく、今の質問は回答して頂いたほうがいいかなと思うのですが、よろしいですか。

【環境省（森田）】

ありがとうございます。1つ目でございますが、それぞれ環境省が実施するプロセスというものに係る所要の期間についてお尋ねがございました。具体的な期間を個別に申し上げることは、今調整中のところもありまして難しいところでございますが、再エネ海域利用法の現在の案件形成を不要に遅らせることのないように、スムーズな進行ができ得るよう、再エネ海域利用法を所管している国土交通省、資源エネルギー庁と、具体的な工程については、今、頭合わせの調整をしているところでございます。

2つ目のところでございますが、手戻り防止ということについてしっかりと考えておくべきというご指摘と理解をした上でお答えをさせていただきますと、それぞれの段階でしっかりと有識者の意見を聞く、そして設計の段階においては潜在的な公募で選ばれる事業者の方々も含め、しっかりと有識者そして関心を有する者からの情報収集をしっかりとしていく

ということ、そしてその後しっかりとその設計に基づいた現地調査をして重み付けをしていくということで、順を追って文献そして有識者の情報、そして現地調査というところでのような影響があるのかというところを具体化して行って、手戻りがないような形にしていくという全体的な設計の思想になっております。お答えになっておりますでしょうか。

【北村委員】

ありがとうございます。1点目に関して問題意識としては、かなり最初の有望区域を検討する段階における対象が非常に広いのかなというふうにも理解をしたので、その中でこの配慮手続等々するというのが相応にやはり時間もかかってしまうのかなというふうに思ったので。ただ、今の段階ではそのようなお答えということで理解をしたので、いったん、ありがとうございます。

2点目はまさにそういう思想で作られているなというところは理解した上でなんですけれども、そうはいつでも事後的にやはり手戻り感があるような発言が出た時に実際どのようなことになるのかとか、その辺りも含めた確度を高めるためのやり方というのが何かあるのかどうかですかね。あの時言ってなかったからもうこれでいいじゃないかというふうな議論が非常にしづらい種類のことだと思いますので。この瞬間に何か提案ができるわけではないのですが、少し留意したいなというふうに感じております。

【大塚座長】

ありがとうございます、その点は踏まえて検討していきたいと思います。では田中委員、お願いします。

【田中委員】

ありがとうございます。3点、ご質問です。コメント、意見を申し上げる前に確認をさせて頂きたいと思います。

まず1つは、非常に単純なことなのですが、このまとめの中に環境影響評価というキーワードと環境アセスメントというキーワードがありますが、この両者、同じ概念なのか、あるいは意図的に使い分けていて、ここはこういう意味だというふうに考えた方がいいのか、その点を確認させてください。例えば26ページの全体のまとめを見ますと、本文やタイトルではあるべき環境影響評価というふうにして書いてありまして、図12は環境アセスメントというキーワードが使われておりまして、これが同じものかどうかという点、これが1つです。

それから同じく26ページのこの流れ図の中で、有識者の意見を聴取するというところで3段階に分かれておりますが、この有識者グループはこの3段階とも同じグループで想定されるのか、あるいは別の、それぞれに使い分けて、同じ有識者といってもカテゴリーが違う有識者が入り得るということで、つまり可変的な運用をされるのかです。私自身は、その有

識者にどのような方が入るのかということに関心がありまして、例えば前回意見発表頂いた野鳥の会とか、自然保護協会というのは、やっぱり専門的知見を持っている方も有識者に入れていいのではないかと思うのですが、この点お考えがあれば聞かせてください。これが2点目です。

3点目は、設計書というキーワードがあって、これは具体的なところに入るかもしれませんが、この設計書確定という意味が、表現が出てまいります。この「確定」というのは、この文書は拘束力を持つ文書になるのかどうかです。あくまでこれは参考資料といいますか図書として取りまとめて、これを事業者が参考にするというのであれば、まあそういうことだと思いますが、確定してがっちりとしたものにする、従ってそれに基づいてやってくれというかなり拘束力を持つものかということ、この設計書の確定という行為とこの設計書の拘束力との関係について確認させてください。以上3点です。

【大塚座長】

これも質問ですので、先に回答して頂いたほうがいいのかと思いますのでお願いします。

【環境省（森田）】

ありがとうございます。まず1点目のご質問でございますが、説明を省略してしまったために混乱をしまして申し訳ありませんでした。1ページ目をご覧ください。1ページ目の①の2行目でございますが、新たな環境影響評価、以下「環境アセスメント」ということで整理をしております、タイトルにつきましては環境影響評価という言葉を使っております、また昨年度の報告書の引用の部分も環境影響評価と使っている所がございますが、基本的には今年度新たに書き下ろしているところにつきまして、具体的な文章の説明の中では環境アセスメントということで書いております。

【田中委員】

同じ意味ということですか、同義ということですね。

【環境省（森田）】

はい。

【田中委員】

分かりました。もし全く同じ概念であれば、同じ用語を使用した方が混乱しないと思います。また、両者は同じ概念を指すが、制度一般は「環境アセスメント」を、法制度を「環境影響評価」などの使い方をするのであれば、その旨を記載して使用する方が良いと思います。

【環境省（森田）】

2つ目でございますが、26ページ目をご覧ください。環境省が区域選定の手続、そして設計書を考えていく手続、そして洗い出し・重み付けというところで、それぞれ有識者の方から情報収集・意見聴取をするというところで、それぞれの対象をどのように考

えているのかというところ、少し全体の中身に入ってきますが、先取りしてお答えさせていただきますと、まず区域選定段階におきましては、その地域の渡り鳥の情報ですとか地域ごとの環境情報をしっかり収集していくということで、情報収集と意見聴取がありますが、情報収集につきましては幅広く地域の野鳥の会の皆さまも知見を持っておられるということで情報収集の対象には入り得るのではないかと考えております。そして設計書案の公表ですとか洗い出し・重み付けの段階になってまいりますと、最新の科学的知見というところを踏まえてというところでの学識者の方々への意見を聞いていく、情報収集していくという向きが強くなってございますので、そうしますと学識経験者の皆さまですとかそういった方々にご意見を求めていくということを想定しておりますが、具体的にこうしたほうが良いというようなアイデアなどありましたら、この後の各パートで委員の先生方のご意見を賜りながら検討を深めてまいりたいと思っております。

3つ目のところ、設計書について拘束力を有するものなのかというところでお尋ねを頂きました。20 ページ目をご覧ください。20 ページ目の④ですが、公募占用指針において、設計書に基づいて事業者が行う最終段階のアセスメントを適切に行って頂く、ということに記載していくということで考えております。今、恐らく田中先生がご質問された背景には、もし現地調査の結果、修正をするということが出てきた時にどうするのかというところかと思いますが、そちらについて、設計書について想定をしていた環境影響がかなり違って来たというようなことがあるのかというところもあります。もしそういうことが想定される場合には、洗い出し・重み付けの段階において考慮をしていくということが必要かと思われました。

3 番目のほうに入ってしまうと恐れ入りますが、まず 1 つ目と 2 つ目のところでご意見頂ければ幸いに存じます。

【大塚座長】

よろしいでしょうか。

【田中委員】

では 1 点だけ。最後の設計書の確定という行為が法定協議会の横にあって、実はその後現地調査をして、調査結果を踏まえて場合によってはその設計書の内容をもう一回見直しをする、必要な修正があれば入れた上で公募占用指針に、環境影響が懸念される項目ですね、ここに反映をして公募占用指針のほうに盛り込んでくと、こういう流れかなと思いました。先ほども言いましたが、その確定するという行為と、それがその後公募指針に盛り込むという段階では若干ずれて可能性があるのかなと考えます。ひとまずは設計書案として整理をするけれども、最終的には公募指針に盛り込む段階で確定するのではないかと考えたものですから、早い段階で「確定」という用語を使うことが適切かという観点で、お尋ねをさせて頂いたということです。以上です。

【大塚座長】

これは設計書だけのところの確定の話なので、公募占用指針とももちろん大いに関係しますが、多分イコールではないということですよね。

【環境省（森田）】

ありがとうございます。まずこちらの 2 つ目のパートで書いてある設計書の確定ということにつきましては、26 ページ目を見て頂きますと、設計書の確定以降、環境省が行う現地調査、そして洗い出し・重み付けの方法、そして事業者のほうにボタンタッチをして選定された事業者が行うアセスの予測評価という、設計書の確定以後の行為について、誰がどのようなことをやっていくのかという見取り図を書いているものが設計書になります。その上で設計書の確定を現地調査の前段階でやって、田中先生の、事業者が実際に従うべきものというところが確定するのが公募占用指針なのではないか、というお尋ねについては、その通りかと思われます。

【大塚座長】

田中先生が聞きたかったのは、現地調査の段階で違った情報が入ってきたら、設計書が確定といっても後でまた変わるのではないかということを知りたいので、どちらか言ってくださらないと。同じですと言いながら確定は前ですと言っていると、田中先生の質問には多分答えていることにならないかもしれないんですけど。

【環境省（森田）】

ありがとうございます。設計書について、設計書を記載している段階で予期し得なかったような環境影響の懸念があるということが現地調査の段階で分かったような折には、おっしゃるとおり設計書が想定していない事態ということで、現在この資料ではそちらについてそういった場合の記載ぶりはしておりませんので、検討をさせて頂きたいと思います。

【大塚座長】

よろしく申し上げます。では飯田委員、お願いします。

【飯田委員】

ありがとうございます。17 ページ目の④があるのですが、ここに原則としてという記載がありまして、原則としてでないものがあるのかどうかというのをまず伺いたかったというのが 1 つと、よくよく読んでみると、ここの④に書いてあることは 2 のほうの②の検討ではないかなと思っていて、記載すべきがこの図 7 に入ってくるものなのかどうか、こっちではないのかなというふうに思ったのですが、そこを教えて頂ければと思います。

あと、ページをめくって頂いて 19 ページ目にある項目なのですが、18 ページ目の一番下に、主に以下の事項について取りまとめることとするというふうに書いてあるのですけ

ど、4) の 2 つ目の活用方法について記載されている部分があるのですが、これは取りまとめの話なのか、何かコメントのようにも見えるのでこれは米印扱いなのか、この取り扱いがちょっと分からなかったので教えて頂きたいというのが 2 点目です。

3 点目は、先ほどの田中先生からのお話もあった、20 ページ目のアセスメント設計書の、確定とは言わないという話だったのですが、環境省がこの段階で決めた設計書の重みとか内容によって事業者が取るべき責任の話と、国が設計で決めた責任の話と、どういう形で整理がされていくのかなというのが気になったので。最終的に国が決めたところだからという話になるのか、それともそこは事業者が別途詳細設計に入っていくので、国が方針を示すのだけれども、最終的な事業を行う事業者がアセスメントの中身については責任を取っていくので、それは飲み込むという形なのか。その分界点がよく分からないなというふうに思いました。

最後に、これはコメントというか、後で議論する話になると思うのですが、モニタリングの知見というのが、恐らく選定だとか設計だとかという時に反映されていくのだと思うのですが、そのモニタリングの知見を活用するうんぬんみたいなことはキーワードとして入れておいたほうがいいのではないかなというふうに思いました。以上です。

【大塚座長】

これも質問なので、よろしくお願いします。

【環境省（森田）】

ありがとうございます。飯田先生から頂きました 1 つ目のところ、17 ページ目でございます、原則としてというところで、例外はどういうものがあるのかというところですが、今後区域ごとの状況を踏まえて具体的な区域を公にすることについて、支障のない状況であると再エネ海域利用法を所管されている経済産業省・国土交通省において判断される場合には、具体的な区域を公にして、区域選定における環境配慮手続を実施されることも考えられるかということでございまして、原則ということで記載させて頂いております。

【飯田委員】

そうすると、今の話は情報収集をして意見を聴取するという形になっているのですが、これも 2 番目のほうのフローですね、図 8 のほうのフローの中で環境アセスメントと設計案を検討する段階で意見聴取をしているものと同じではないかなと思ったのです。そうではないということなのですか。そこは明確に分けているのですか。

【環境省（森田）】

そうですね、17 ページ目の④で、設計書の中に区域の環境配慮手続の在り方についてどのような検討をしたのかというところを記載した上で、こちらの 20 ページ目の図 8、こちらの設計案の公表説明会の実施の後の意見聴取で併せて意見を聞いていくということでご

ざいます。

【飯田委員】

そうすると、20 ページ目の①が②ではないのかなと思ったので、順番と、どちら側にこの意見を聴取するタイミングを持ってくるのかというのが決められるといいかなと思った次第です。以上です。これは、決まるようであれば頂ければと思います。

【大塚座長】

先ほど質問が他にもあったと思いますけど、お願いします。

【環境省（森田）】

大変恐れ入ります、飯田先生の2つ目のコメント、ご質問について、再度お願いできますでしょうか。

【飯田委員】

19 ページ目の現地調査の結果の活用方法というのは、この設計書の中で取りまとめていくということになるのでしょうか。

【環境省（森田）】

その通りでございます。

【飯田委員】

分かりました、ありがとうございます。

【環境省（森田）】

そして最後が20 ページ目にまいりまして、最終段階のアセスメントの方法については、基本的にはこの設計書、潜在的な事業者のご意見も聞いた上で確定しているこの設計書の内容に基づいて、そしてこの後に洗い出し・重み付け結果を踏まえて、必要な環境配慮事項があればそれを事業者にも配慮して頂くようお願いして、それを踏まえた上で計画された最終的な事業諸元を含む事業計画について、この設計書の段階で示された大枠の予測・評価のやり方によって事業者にもアセスをやって頂くということを想定しております。お答えになっておりますでしょうか。

【飯田委員】

分かりました。この段階では、結果的にアセスで考慮する範囲が想定される事業の最大値になってしまうのではないかと考えていまして、かなり広がってしまうのではないかなと。それは事業者の公募の提案の中で絞り込みがなされていくという、そういう理解でよろしいですか。それとも、ここに出てくるのはあくまで項目と配慮するポイントで、それぞれの事業の項目に合わせて具体的にになっていくという、そういう理解ですか。

【環境省（森田）】

ありがとうございます。設計の段階におきましては、例えばこういった環境影響の懸念があるのか、例えば海鳥の懸念があった時にどのような形で現地調査をして、その現地調査を踏まえてどのように予測・評価をしていくのかという大枠の考え方というのを示していくというものを想定しておりまして、そちらにつきましては19ページ目の2)の想定される事業形態の概略、こちらが、例えばどのような事業形態の概略を押さえておけば、後に事業者がその海域の状況に応じて、例えば機種だとか配置だとかそういったものを工夫されていく段階において、それを包含するような形で現地調査を行っていただけるのかといったようなことを、この設計の段階で整理をするということをございまして、その大枠の中で事業者は後に事業計画の詳細を自身の工夫で決めて頂くという流れでございます。

【大塚座長】

では阿部委員にお願いしたいと思います。

【阿部委員】

阿部です。17ページにあります一応この環境配慮手続というのが、ちょうど現行の環境配慮書の手続とほぼ同じような手続なるのかなということで、今回有識者から意見を頂いてやっていくというところで、有望区域の検討の前段階でこれを行ってというのは非常に重要なことかなと考えます。ただ、有望区域の検討の前段階ということですので、それで有識者の意見、情報収集する時も、その情報はない段階で行うということですので、結構これが広い範囲になるのではないかなと想定されるのですけれども、一応ここには都道府県からの情報提供とか案件形成ということが書いてあると思いますけれども、再エネ海域利用法との連携を考えた時はどのぐらいの範囲でこれを実施していくのか、文献調査あるいは有識者からのヒアリング、この辺のところでもイメージがあったらお伝え頂きたいなと思います。

それから設計書については、これがまさに国のほうで現地調査をどのような項目を行うかということをきちんと決めていくということがありまして、この項目に従って事業者が環境影響の予測・評価を行っていくということで、もちろん中には現地調査の結果、追加で調査が必要になったり、あるいは設計の細かいところで必要になったりということもあるとは思いますが、大幅にやり直したいなことがないようにするためには、やはり項目をきちんと確定させる必要があると。そのためには、最終段階で自治体とか経産省からいろいろ意見が出てくると思いますので、それに合わせるような形でこの方法、設計書を作るタイミングで項目が妥当かどうかという意見を十分に汲み取っておく必要があるのではないかと、こういう形できちんとそこは紐を付けておいて頂ければと思います。私のほうから、以上になります。

【大塚座長】

ありがとうございます。では田中委員お願いします、後でまとめてご回答お願いします。

【田中委員】

ありがとうございます。19 ページです。ここに設計書の目次構成といいますか内容が書かれておまして、これはこれでよく分かる話になっているかと思えます。令和 4 年度の検討会報告書に比べると、環境アセスメントのほう、4) に関するところが現地調査結果を中心に構成されているということで、こういう考え方はとてもよろしいかと思えます。今阿部委員からもご指摘があったように、手戻りがあるのは調査項目の漏れが一番大きいです。ですから、ともかく調査項目をしっかりとフォローしておくということが大事で、それについて地域の皆さんや有識者のご意見も聞いた上で確定してくということは大事かなと思えます。ということで、この考え方はとても良いかと思えます。

もう 1 つの論点は 20 ページです。先ほど飯田委員もご指摘になったのですが、④は、事業者が行う最終段階のアセスメントが適切に行われるべく公募占用指針において明記するというので、読みようによっては設計書の内容を公募占用指針において明記するというふうに読めるようにも思えます。あるいは、もうちょっと柔らかい、概括的な表現になるかもしれません。その時に、事業者が事業計画の諸元を決めてアセスを実施した時に、実際にはこの設計書に基づいて行ったけれども漏れがあったり、あるいは地元の審議会等からの指摘があって手戻りが生じてくるとしたケースがあったりした時に、それが誰の責任になるのですか、誰がその費用や期間を負担するのですかということになると思うのです。今の立て付けですと、環境省が作った確定した設計書が公募占用指針に盛り込まれ、それに基づいて事業者がアセスを行う。事業者からの言い分としては、国が決めたことをその通りやったのに、なぜそんなこと言われるのですかみたいな話になりかねないと思えます。もし手戻りが出た時の責任というか、誰がその分をフォローするのかということが見えないので、私自身は、設計書はあくまで事業者がそれを参考にしてやってくださいという、参考にする文書で良いのではないかというように考えるのですが、この書き方が強めなので、その点について私の見解を述べさせて頂いた次第です。以上 2 点です。

【大塚座長】

今の論点は多分次回またやることになると思えます。では錦澤委員、お願いします。

【錦澤委員】

9 ページのフローの図ですけれども、この図の一番下に法定協議会における情報提供の在り方は今後検討が必要ということで、法定協議会との関係というのはまだはっきりしていないということなのですけれども、ただ気になりますのは、設計書を作る段階とそれから現地調査をやる段階で、こちらの図ですと設計の段階と法定協議会がやや重なっている形になっています。後に出てきます 15 ページの方を見ますと、こちらはより詳しい内容になっていると思えますけれども、設計の段階というのが法定協議会とのタイミング、再エネ海域利用法との関係で見るとかなり前の方になっています。法定協議会での現地調査の扱いですとか設計書の扱いというのはまだはっきりしていなくて、どうするのかというのは難し

い問題があると思いますけれども、実質的には協議会はアセスのこと、環境のことだけ議論する場ではないのではというのはもちろんあるのですけれども、かなり関心があるというのも一方で現実的にあるだろうと思っています。全く何も報告しないというような形で済むのか、あるいはやはり何かしらどこかのタイミングで報告するのか、そこの辺りをどうすることになるのかというのが分からないのですけれども、一番怖いのは、現地調査が終わった後に、協議会でアセスがどうなっているのかという話になって、こういう調査も必要なのではないかというような意見が出て追加調整になるとか、あるいは後のアセスの実施の段階で追加調整が必要になるとかというのが一番避けたい事態なのだろうと思います。ですので、法定協議会でのアセスの結果の扱いをどうするのか。恐らく先ほど申し上げたような、後で手戻りになるようなことを避けるという意味では、設計の段階の内容をある程度報告しておくとか、何かそういう早い段階でのインプットというのがもしかすると必要なのかもしれないということで、ちょっとその点が気になって、図の 3 と 6 のこの関係の整合も含めて調整が必要かなと思います。以上です。

【大塚座長】

大変重要なお指摘だと思います。では、今の 3 人に関してご回答をお願いします。

【環境省（森田）】

ありがとうございます。まず阿部先生の 1 点目でございますが、有望区域の選定前の段階では区域が明確でなくて、何々市沖だということしか世の中には公表されていないという段階で、環境省はどういう範囲に対して区域選定の配慮をしていくのかということでご質問頂きました。現在も有望区域になる前の段階において、世の中一般には何々市沖というふわっとした情報の段階で、再エネ海域利用法を施行されるエネ庁・国交省から内々に環境省は具体的な海域をご教示頂いて、それに対して文献情報に照らして、環境配慮の観点からの意見を申し上げているという状況でございます。新しい制度のこの 1 つ目も同様かと思っていまして、世の中一般は何々市沖という形かもしれませんが、環境省が文献調査を掛けていたりするという配慮の対象範囲としては、基本的には都道府県からお示しされて、その有望区域にしようとしているというその具体的な海域を射程として考えております。

2 点目でございますが、設計書の段階ではどのような項目が影響の懸念されるものなのかというのをしっかり確定させることが重要ということで、その段階で関係者の方々から漏れなく意見をしっかり聞いていくということは重要ということでご意見を頂きまして、その通りかと思えます。

田中先生からは、阿部先生のご指摘と同様、調査の漏れがないよう意見を聞いていくということで、冒頭に万一現地調査をした結果、想定され得ないようなことがあったらというご質問を頂きましたが、まず大前提としてそのような事態が起こらないよう、しっかりと関係する有識者の方々の意見を踏まえ、地域の方々からの環境情報も吸い上げながら設計をし

ていくことが重要と考えております。

2つ目でございますが、大塚座長からもご指摘頂きましたが、万が一その設計に不備があったとか現地調査に不備があったとかというところで手戻りが生じたりする場合、それは誰の責任、誰の費用負担なのかという点は、全体の流れを今回整理させて頂いた上で次回以降の議論ということで考えております。

錦澤先生から頂きましたが、9ページ目でございますが、論点2で昨年度の報告書でまとめたフローチャートの図の下の主な検討事項のところで、法定協議会の情報提供をどうしていくのかということでご指摘を頂きました。まず大前提として、アセスの全体の流れと協議会の関係をはっきりしていないかということ、実は、はっきりさせているところがございます、協議会につきましては利害関係者との調整ということを主眼としている場で、今議論している具体的なアセスメントの流れと直接制度的なリンクを付けるということは想定しておりません。そういったことで、昨年度も報告書で取りまとめをさせて頂く際に、協議会のご関心がある方々に適切に情報提供することは必要ということでご指摘頂きまして、情報提供につきましては協議会ごとのご関心の向きに応じ、しっかりと適切なタイミングでやっていくことが重要と考えております。現在も環境省は、協議会の構成員の求めに応じて参加をさせて頂いておりまして、構成員の方々からのご質問に対しては適時適切に情報を提供していくということとしております。その上で、設計の段階で住民その他、環境の観点からの意見を有する者の中には、もちろん協議会のメンバーでもあり、このアセスの設計について意見をされたい方ということも含まれておりますので、しっかりとそういった方々に設計の段階で意見聴取を行っているということが伝わるように、必要な情報提供・周知をしていく必要があると考えております。以上でございます。

【大塚座長】

錦澤委員、いいですか、大丈夫ですか。

【錦澤委員】

ありがとうございます。そうするとそうですね、今のご説明で分かったのですが、設計段階のところ、何かそういう設計書というものが出ているというアナウンスは、恐らく法定協議会にもしたほうがいいように思います。そうすると図6の書き方というのが、そうか、でも設計手続が終わって情報提供するわけですね、分かりました。この図6が出てくると時期がはっきりと見えてくるので、各図が整合するように書き直して頂いたほうがいいかなと思います。

【大塚座長】

ありがとうございます。

【田中委員】

ちょっと一言だけ。

【大塚座長】

どうぞ。

【田中委員】

20 ページで、先ほど環境省から、費用負担についての懸念を引き取って頂いたのですが、もう 1 つ私が申し上げたかったのは、設計書というのを環境省が確定し、それを公募占用指針に盛り込んで非常に拘束力が上がるものとして位置付けていくという発想・思想よりは、設計書というのはあくまで事業者が今後アセスをする際に参考にする図書というふうにしたほうがよろしいのではないかという趣旨を申し上げたのです。その点、留意をして頂ければと思います。以上です。

【大塚座長】

ご意見として承らせて頂きたいと思います。次回以降に費用負担との関係を考える時にも、そちらをどうするかという問題は多分出てくるかなと思います。ありがとうございます。白山委員です、どうぞお願いします。

【白山委員】

ありがとうございます、白山でございます。1 点だけコメントをさせていただきます。図 8 の環境アセスメント等の設計手続の在り方のところで、アセスメント等の設計書の案を公表した後、いろいろな意見聴取をして設計案を修正して公表をするというこのプロセスの中で、有識者はコメントをすることがないのです、この絵だと。つまり、いろいろな方がいろいろなこと言った後で、設計案の修正は環境省の中でウンウンうなってやるのだと、こういう立て付けになっていると思うのですが、もしかすると必要なら有識者からの意見も聞いた上で設計案を修正するという形にしたほうがよろしいのではないかと思いますので、それだけコメントさせていただきます。

【大塚座長】

後でご回答はまとめてお願いします。では関島委員、お願いします。

【関島委員】

様々な、かつ具体的なご意見がそれぞれの先生から出ました。私も気になるところが 1 点ありましたのでお伺いさせていただきます。手続きのところになります。16 ページの区域選定における環境配慮手続の在り方についての具体的な手続に関してですが、①の洋上風力発電事業が見込まれる区域については、資料を見る限り、都道府県から情報提供が行われた区域を対象エリアにする流れになっています。ここで、国は当該区域に対し、洋上風力発電を実施する場合における懸念等を解消していくための手続を行っていくと書かれています。この手続きは、15 ページに書かれている再エネ海域利用法の案件形成のことを指している

ものと思いますが、一方で、現状においては特定の海域に多数の風力事業が集中している事態になっているのも事実です。区域選定において、今後も都道府県からの要請を出発点にし、事業者主導のボトムアップ的な計画案により区域選定されていくとすると、今までと同様、特定のエリアに事業が集中する事態がより進行するのではないかと危惧します。現在、着床式とともに浮体式の導入や、浮体式も領海内だけでなく EEZ の導入も検討されているところですが、それに併せて、どの海域に、どの程度の風力を導入するのかといった将来見通しを明確にし、適正な配置を進めていくことが、特定の海域における環境負荷を大きくしないために重要と考えます。先ほど阿部委員のほうからも、どれぐらいの海域を有望区域として選定するのかという質問がされました。大きな環境負荷を与えないよう、国として適正な導入を図るために、海域ごとの導入見通しを設定することにより、適正な配置に誘導していく必要があるのではないかと考えます。もしそのような考えが、今検討している再エネ海域利用法と環境アセスメントの手続の一環として、あるいは、より上位の制度として検討されているのであれば、教えて頂きたい。

【大塚座長】

オンラインで勢一先生、お願いします。紙を出して頂いていますが、まだお話し頂いていませんので、どうぞ口頭でお願いします。

【勢一委員】

口頭で、発言させていただきます。ありがとうございます。途中からだだったので、皆さま方の意見を十分拝聴できてないところはお許し頂ければと思います。何点かコメントと、一部質問もさせていただきます。

まず今回の案で有望区域の選定前に環境配慮の仕組みを入れるという形を取って頂きました。これは重要な仕組みでして、早い段階で海域空間の利用調整をして頂くという、まさにセントラル方式の重要な要素であって、ぜひこういう形でお願いできればと思います。他方で、この段階での実質的な環境配慮が非公開で行われているというところは、やはり気になる点が残ります。本来、環境アセスという仕組みは、オープンに情報を共有しながら懸念される環境影響を社会で評価するというプロセスになっていますので、できる限り透明性を確保できるほうが望ましいと思っています。また、今回のスキームは再エネ海域利用法の手続過程に沿って組み込まれていると思いますものの、事実上この段階が候補地の絞り込み手続になっているという部分になります。そうしますと、今回の議論は環境配慮の組み込みが論点になりますけれども、やはりそもそも公金が投入される事業に対しては、現代社会では国民の知る権利を確保することが要請されますので、可能な限りオープンな手続で進められるよう引き続き検討をお願いしたいと思っています。その点では、先ほどご発言があったように思いますが、17 ページで原則というところで事務局から回答があったかと思えます。この点ですけれども、むしろ有望区域の検討を可能な限り公表して進めていけるような体制の工夫というのをお願いしたいと考えております。

また、この非公開での検討という意味では、文献調査と有識者の意見聴取も非公開で行われるということになっています。確かに事後的に内容はオープンになるということですが、どのような有識者に意見聴取をするのかは社会的に関心事になろうかと思えます。確かに各地域の特性に応じた情報収集が必要ですし、そのためには、文献調査のタイミングで足りない知見を有識者から聴取することは重要な手続だと思います。ただ、どのような有識者に聞くかというところ自体も実は重要で、環境省側で非公開に、アドホックに候補者を選定して意見聴取する点では、環境配慮の過程として透明性がなかなか確保できないのではないかとこの気も致します。国には地方公共団体のようなアセス審査会はないわけですが、海外の例のようにアセス委員会などを設置して、そうした組織体制を取って専門的意見を反映するというような工夫もできるように思います。事後的には公開されるとしても、公開されるまでは有識者の側も非公開で聴取された意見などについてコメントをすることもできない立場になりますので、あり得ない、あってはならないと思えますけれども、有識者に何か不当な圧力が及ぶようなことになっては仕組みとしてよろしくないのかなと、そういうことまで少し気にしてしまいました点がございます。

先ほど錦澤先生のご指摘だったと思いますけれども、法定協議会との関係です。私も少し気になりまして、やはり法定協議会に対しても適切な情報提供は重要だと思います。そもそも有望区域の選定とその時の設計書の案は公表されるわけですから、法定協議会にも情報提供としてその案が送付されるとか、何らかの手続の工夫はできないかなと思いました。後で聞いていないと言われても困るところもあろうかと思えますので、ぜひご検討をお願い致します。

最後 1 点質問ですけれども、有望区域の検討の後に、アセスメントの、環境配慮の結果も公表されるということですが、この時に検討の結果、環境省の判断として有望区域から外れたような候補地については、その検討経緯とか外れた理由などについて公表されるのでしょうか。この点教えて頂ければと思います。以上です。

【大塚座長】

3 名の方にご質問・ご意見頂いていますので、ここでいったん区切ります。ではご回答お願い致します。

【環境省（森田）】

ありがとうございます。まず白山先生から 20 ページ目の図 8 についてご指摘を頂きました。ご指摘はごもっともでございまして、修正の段階でも必要に応じて有識者の方々の意見を聞かなくてはいけないというのがおっしゃるとおりで、漏れておりましたので修正していきたいと思えます。

関島先生・勢一先生からは、再エネ海域利用法の案件形成過程そのものについてのご指摘を頂きました。関島先生からは都道府県からの手挙げということ以外に、より上位で区域

を整理するような発想があるのかどうかということ、また勢一先生からは有望区域を選ぶ前の段階において透明性を持った形で検討をするべきではないのかという点、この2点につきましては再エネ海域利用法の案件形成のお話ということで、大変恐れ入りますが本検討会での議論の対象から少し外れたものとなっております。もし何かこの点、本日までご参加されております資源エネルギー庁・国土交通省から何かあれば、後ほど補足頂ければと思います。勢一先生のコメントの趣旨としまして、その再エネ海域利用法における透明性を高めていくところとは別のものとして捉えて、17ページ目でございますが、原則として区域選定の環境配慮の結果は有望区域が公表された後ということですが、先ほどもお伝えさせて頂いたところで、例外として公にしても支障がない状況であると経産省・国交省が判断される場合には、しっかりと前倒しで透明化を図っていくということが重要と考えております。

また有識者の方々について、先ほど田中先生からもご指摘頂きましたが、各段階でどのような有識者からご意見を聞いていくのかということも具体的な整理が必要というところで、1つ重要なアイデアを頂きました。ありがとうございます。

そして、法定協議会との関係においては、漏れないよう適時適切なタイミングでの情報提供が重要ということで、そちらについてもしっかりと運用の際に漏れないように心掛けて、漏れないようにあらかじめどのような運用の形態がいいのかということ、再エネ海域利用法を施行されている国交省・エネ庁と詰めておきたいと思っております。

最後、勢一先生からご質問頂いております、環境配慮手続の結果、区域から除外された場所として、外れた理由について公表されるのかということでございますが、その他の公益の観点から問題がない場合は、そのように公表することが適切と考えております。以上でございます。

【大塚座長】

ありがとうございます。資源エネルギー庁・国交省、何かコメントして頂くことはございますでしょうか。

【資源エネルギー庁（石井）】

資源エネルギー庁風力政策室長の石井です。どうもお世話になります。今日は会場に行けずにオンラインでの参加となりまして申し訳ございません。

幾つかご質問を頂きましたけれども、その中でも現在の準備区域の創出の仕方について、都道府県からの情報提供に基づいて進めているということについてでございますが、これはやはり地元の、まさに海域を先行的に利用されている主に漁業者の方を中心に、そういった方々のご意向をしっかりと踏まえた上で進めていく必要がありますので、地元のそういった状況をよく把握し、地元を調整して頂ける自治体のご意向をベースに今まで進めてきております。他方で、いろいろ政府の文書にも最近記載をしておりますけれども、今後沖合、

特に EEZ も含めてとなりますと、それに関連する都道府県というものが特定されないエリアになっていきますので、そういうふうになってきますと先ほど先生のほうからご指摘を頂きましたように、国のほうでその辺りについては、セントラル制度もそうですけれども、しっかりと見ていく必要があるだろうというふうに考えています。ただ、いずれにしてもそのやり方・進め方については現在検討を進めているところでございます。

それから 2020 年に官民協議会というものを立ち上げてまして、主に着床式ではございませぬけれども、洋上風力の推進に当たりまして大体どのエリアでどれくらいの規模の洋上風力発電が見込まれるかという図示をしたものがございませぬ。そういったものはありますけれども、最終的には地元の先行利用者の方々のご意向を踏まえて案件を生成していくということになっていきます。補足です、以上でございませぬ。

【大塚座長】

国土交通省はいかがでしょう。

【国土交通省（加賀谷）】

国土交通省です。全国の協議会を飛び回られている石井室長から案件形成の話がございましたけれども、特に国土交通省から補足することはございませぬ。エネ庁とも連携しながら進めてまいりたいと思ひます。

【大塚座長】

どうもありがとうございます。ではまた委員のご質問・ご意見を伺いたいと思ひますが、中原委員、お願いします。

【中原委員】

ありがとうございます。20 ページ目の図 8、真ん中のライトグリーンの環境省の列の中ほどに、設計案の公表及び説明会の実施と明示されております。それから同じく 25 ページの図 10、これは事業者が選定された後、ライトブルーの真ん中の列に評価書案の公表・説明会の実施とあります。説明会の実施というのは合意形成等の上で非常に重要だと私は考えておまして、とってもいいことだと思ひております。せっかくそのように書いてあるので、次の 26 ページ目の図 11 の総括の流れ図の中の、左から 2 列目の環境省のライトグリーンの赤い矢印のその下、設計書案の公表で止まっていますけど、ここに説明会の実施、それから中央の選定事業者のライトブルーの列の下のほう、評価書案の公表、ここも説明会の実施というのを書き込んでもらったほうがいいかなというふうに思ひますので、検討して頂ければありがたいです。これが 1 つです。

もう 1 つ、元に戻りまして 20 ページ目の図が一番分かりやすいのですが、図の 8 です。先ほど出ております環境アセスのほうでの流れと再エネ海域利用法の流れ、とりわけ法定協議会との関係というのが、先ほど幾つかの委員の方々からご指摘があったと思ひます。こ

のページの真ん中のライトグリーンの環境省の列の下の、環境アセスメント等設計書の確定・公表とありますが、これは結局公表を適切な形ですということからすると、前のページに書いてある、説明会は適切な方法で、という文言が入っておりますから、これはその図 8 の左の列の法定協議会の場で公表という理解も十分可能ではないかと、またそのようにするのが好ましいのではないかというふうに思っておりますので、お考え頂ければと思っております。

それから、実はその法定協議会ですが、26 ページの総括の流れ図がいいかなと思います。法定協議会が促進区域が決まったところで止まっていますけれども、法定協議会はずっと継続して存在し、選定された事業者も加わって事業期間中ずっと継続されます。そこでいろいろな地域との協調問題とか漁業の協調問題とかがディスカッションされる、そういう仕組みになっていますので、図の書き方が難しいかもしれませんが、上手な説明の注意書きなり何なりで、そのことを表してもらったらいいのではないかなというふうに思います。これが 2 点目です。

3 点目ですが、図 11 でいきますと、選定事業者が実施する評価書案の公表をして説明会はやるのですが、そうですね前の 25 ページの図 10 の一番下の真ん中の流れの下です、案の段階で説明会の実施をやるわけですから、評価書の確定・公表の段階でも説明会というのがあるのかなと理解しますが、いかがでしょうか。以上でございます。

【大塚座長】

説明会はたくさんやったほうがいいですけど、迅速にというのが最初にあるので、セントラル方式もそのためにやるものですから、いろんなこと、バランスを考えなくちゃいけないところがあるかもしれませんが、後で事務局からご回答頂きます。では西本委員、お願いします。

【西本委員】

西本でございます。国際法の専門家としてはこの段階の手続の流れについてそれほど申し上げることはないですけども、一点だけ念のため申し上げたいことがございまして手を挙げさせて頂きました。

影響評価の実施に関する国際法上の規律としましては、特に洋上におけるものについては国連海洋法条約の 206 条がありますけども、具体的な事業活動の影響の評価ということを念頭に置いておりますので、それに至る、例えば区域の選定の段階に関する環境配慮については、特段国際法上の規律はないというふうに理解をしているところです。

戦略的アセスメントについては、今後国際的な規範がどんどん発展していくということもあるかと思うんですけども、それを考慮しても現在検討の対象となっている手続等については国家の裁量内のことであって、より適切な制度設計という観点から議論すれば足

りるということだと理解しております。あえて申し上げることもなかったかもしれませんが、念のためコメントさせていただきます。以上です。

【大塚座長】

どうもありがとうございました。では荒井委員、お願いします。

【荒井委員】

ありがとうございます。2点で、多分26と27ページを見て頂きながら聞いて頂くといかなというふうに思います。

まず今までのお話の中で、設計書のイメージですけど、私の専門は景観ですので、この設計書というものが欧州とかで行われているデベロップメントプランに対しての景観コントロールのエリアを出していくようなイメージで間違っていないのかということ伺いたいなと思いました。もしそうだとすると、再エネ海域利用法に対する関係性とか、その後のアセスに関する関係性からも割とスムーズに理解ができるかなと思いましたが、そこを1点確認したいなと思っています。

2点目ですけども、もしその考え方で間違いがないとすると、今までもご指摘がありましたけれども、環境アセスメントという言葉これから使いますという記載がある中で、設計書という言葉で伝わる部分と伝わらない部分があるかなというふうに思いましたので、その部分で検討が必要なのかなと。アセスメントと付くと、今言ったそのプランのような、エリアコントロールみたいな形にどれぐらい通じるのかということがあるので、その名称について適切かどうかの検討が必要かなと思ったのが1点。

もう1つは、もし景観コントロールに対するそういうものを出していくとすると、先ほど田中先生のほうからもありましたけれども、参考ぐらいかなというふうに思います。その後であんまり強くここを打ち出してしまうと、なかなかもう進まなくなってしまうってことが生じるかなというふうに思いましたので、参考程度にするのか、どれぐらいの拘束力を持つのかということの整理をしておく必要があるのかなというのは、多分いろんな分野で、景観の部分、それから鳥の部分、いろんな今度項目が立ってくると思います。その部分を見越しながらの整理が必要なかなという印象を持ちました。以上です。

【大塚座長】

ありがとうございます。私からもごく簡単な質問を1つさせていただきます。

先ほど、法定協議会との関係を気にされている委員の方がいらっしゃって、実際にはこれは国交省とか、資源エネルギー庁のほうで今までやってこられている仕組みがあり、今回アセスの関係を追加していく中でこの関係をどういうふうにするのか、そもそも関係をあんまりさせないかということも含めて、先ほど環境省が非常に慎重にお答えになっているところが実は関係していて、なかなか難しいと思うのです。先ほどどなたかの委員がおっし

やったように、後から法定協議会のほうで意見が出てきて、これはアセスの項目に追加すべきではないかみたいなことが出てきた時に、それは関係ないと言ってしまっているのかどうか、私もよく分からないところもあるものですから、どういうふうにそこを考えておくかというのは、一応論点にはなるかもしれないということを申し上げさせて頂きたいと思います。結果的にどういうふうになるかは、これから考えていく必要があると思います。

もう1つは、今回の設計書とかとも関係、アセスとかの関連についても、やはり環境影響評価法の一般的な考え方が当然関連してきていると思います。20 ページのところに出てきている意見聴取者の対象ですけど、住民その他環境保全の見地から意見を有する者というのは、これはある意味誰でもいいと考えてよろしいですね。例えばスウェーデンの生物学者でもいいわけですね。一応確認させて頂きたいと思いました。私からは以上です。

今までの3名の委員のご質問、ご意見と、私の簡単な質問について、もしお答え頂ければありがたいと思います。

【環境省（森田）】

ありがとうございます。まず中原先生から、総括的な図の中にも説明会の実施を入れてはどうかというところ、こちらうまく図が入るか検討させて頂きます。

そして、20 ページ目でございます、図の8のところ、こちらアセスメント等の設計書の確定・公表というのが、法定協議会で公表するという理解でしょうかというご質問を頂きました。

【中原委員】

法定協議会でも。

【環境省（森田）】

法定協議会でも公表するのかということで頂きました。

協議会に対して、アセスメントの流れについて進捗があれば適時適切に公表していくというな、情報を伝達していくということが重要と考えておりますが、法定協議会の利害関係者の方々、地元の方々、そして、経産省、国交省、限られたメンバーの方でやられているところで、例えばアセス等の設計書につきましては、その方々も包含しつつも、より広い方々に適切な方法で公表してお知らせをする必要があると考えております。

そして 25 ページ目、選定された事業者による環境アセスメント手続きの在り方で、また後にこの区切りのご議論があると思いますが、この段階でも事業者が、評価書が確定された後にも説明会をやるのかというところがございます。こちらの義務的な説明会の実施というところでは、現在必ずやるということは考えておりません。と申しますのも、先に評価書案の段階で説明会をして頂いたものからさほど変わらない場合は、必要がない場合も考

えられまして、ただ、大きな修正があれば、事業者はその地域のご理解を得るためにしっかりと説明をして頂く必要があるのだらうと思っております。

西本先生からは、国際法の SEA に関する法規範の状況についてご知見を頂きました。ありがとうございます。SEA については、国際法的には国家の裁量の範囲で議論すれば足りるという状況であるということでした。

荒井先生の1つ目のご質問については、大変私が不勉強で申し訳ありませんが、欧州のデベロップメントプランというものについて、少し補足的なご説明を頂けると大変助かります。

【大塚座長】

荒井先生、お願いします。

【荒井委員】

何か物を造ろうとする場合に、今の場合は風車を並べましようという時に、それをやめましようという観点だけではなくて、そのことに対して景観をコントロールすることによって、両方が存続できることがあるのではないかと、特にロンドンとかは、ロンドン市の中で何かを、例えば建築物が建つ時に主軸を通して、その主軸に当たらないようにするとか、というようなエリアを出して行って、それがあることによって建設が可能か、ここは建設可能、ここは建設可能じゃない、ここはこういうような留意をすればいいんじゃないかというものが出てくる工夫をされているので、そういうようなイメージのものをい出して、その後アセスが進むというようなイメージで間違いはないでしょうかという質問でした。

【環境省（森田）】

荒井先生、ありがとうございます。19 ページ目をご覧頂きまして、こちらは設計書の中でいろんなエレメントが入っていますが、4) のところの事業実施前の環境アセスメントの方法についてというところですね。現地調査等の結果の活用方法で、その後に議論のパートがありますが、環境省が行う環境影響が懸念される項目の洗い出し・重み付け等の段階でどのように活用していくのかというところで、眺望や景観資源といったところをどのように現地調査していくのかというところで、最終的な取り扱いとして、例えば区域の中でも沿岸に近いような所で高さをコントロールするとか、そういったことを議論していく場なのかというご質問でございましたら、景観についてはその通りのイメージかと思っております。

そして、2 点目でございますが、エリアコントロールの強弱というところにつきましては、その次の段階の重み付けをしていった結果をどのように、例えば公募占用指針などの形で実際に事業者にお伝えをしていくのかという段階で、支障の強度に応じて強弱が付けられるべきものということ。支障が大きければそれは制限の度合いが強くなるのでしようけれども、支障はないけれど、より適正な配慮を目指していくという段階では、グラデーション

がある重み付け結果の再エネ海域利用法側への伝達ということが重要というご意見と理解をしました。ありがとうございます。

大塚先生からは、協議会との関係というところで、アセスの設計書を確定させて現地調査をし、その後、協議会のほうから思いもよらぬ影響の懸念などが出てきたような時に、どういう形で対処をしていくのかという考え方をまとめておくべきということで意見を頂きました。できるだけそのようなものがないように措置をしつつも、万が一そういったことがあった場合にどうするのかというところ、頭の体操をして整理をしておきたいと思います。基本的には設計書の段階で協議会のメンバーの方も、先生、国籍も問わないということでご質問も頂きましたが、まさに国籍や所属を問わず設計書の段階で皆さんにご意見頂きますので、そういった手戻りがないようにしっかりと協議会側に説明もしつつ、うまくご関心のある方からのご意見を、設計案の意見聴取の段階で吸い上げていく、施行をどのように工夫していくのかという論点と理解をしました。ありがとうございます。

【大塚座長】

どうもありがとうございます。だいぶ時間を取ってしまいましたので、オブザーバーの方にもご意見を頂きたかったですけど、後で1つ目と2つ目のセクションを合わせて、オブザーバーの方のご意見を聞くことにしたいと思います。

2つ目のセクションとして、3. 現地調査結果を踏まえた環境影響が懸念される項目の洗い出し・重み付け等の在り方について、40分程度コメントの時間を設けたいと思います。ご意見のある方は名札を立てて頂くか、挙手をお願いします。田中委員、どうぞ。

【田中委員】

ありがとうございます。まず3番の21ページから23ページにかけてのところですが、内容は前回よりも少し分かってまいりまして、環境影響評価項目の懸念する項目の洗い出しと重み付けということで理解しました。事業者が当該事業を、洋上風力発電事業を実施する際に配慮すべき、あるいは留意すべき区域や項目を明確にする、これがここでの役割かと思いました。ということで、そうした意味では最終段階において適正な環境配慮を行うことを求めていく、あるいは立地に適さない場所を伝えるということが大事な役割だと思いたすため、これは重み付けというよりは、むしろ環境配慮の方針とか、考え方を明らかにするということかと思いました。このワーディングの使い方は1つ要検討かと思いたすため、ご検討ください。

【大塚座長】

では、阿部委員、お願いします。

【阿部委員】

基本的に流れ自体は、今の流れで行っていくということによろしいかと思うのですが、頭

の中でいろんなケースを想定しながら、少しレアなケースとか、いろいろ問題が出てくるかもしれないということを想定して考えてみます。

まず、22 ページの最初の①の 1) のところですね。当然重大な影響の回避・低減が図られない恐れが、現地調査をやってみないといろいろ分かってこないという部分はあると思いますので、現地調査をやった結果、適さない部分が存在すると判断された場合、対応を取ることによってよろしいかと思えます。

仮に現地調査の結果、想定していた海域のかなりの部分で環境影響の懸念が生じてしまったようなケースですと、再エネ海域利用法で進めている促進区域の設定との間でどういう調整を行っていくのかというのが若干気になったところです。その辺りのところはもう事業者が環境配慮のほうで何とかしてくれという流れになるのか、それとも国でその区域の選定自体を何かコントロールする流れになるのか、その辺のところは少し前々に、レアなケースかもしれないですが、考えておいたほうがいいかなと思いますので、何かお考えがあればお教え頂きたいと思えます。

それから、23 ページのフロー図ですが、当然現地調査を行うというのは、最低でも1年間はかかるということと、現地調査の結果を踏まえて、これですとかなりパラレルに書いてありますが、やはり環境影響の懸念の洗い出し・重み付けを行うということは、それなりに時間を要するのではないかと思います。現地調査で環境影響の懸念の洗い出し・重み付けを行って、それを促進区域の指定に反映させていくというプロセスの間で、タイムスケジュール的などころでどちらかが律速要因になって迅速化があまり進まなくなってしまうということになると、少し問題があるかと思えます。その辺りはうまく整合できているのかどうか、その辺りをお聞きしたいと思えます。

【大塚座長】

ありがとうございます。では、飯田委員、お願いします。

【飯田委員】

ありがとうございます。23 ページ目のフローについてなんですけれども、環境省のほうから①の 1)、2) と進んでいった後に、公募占用指針の案が出て、公表されて、パブリックコメントを受け付けて、その後に決定すると思うのですが、そのパブリックコメントを受け付けた時に出た環境影響評価に関するコメントに対して、環境省はどのように関わるのかを教えてくださいと思っていますのが1つです。

もう1つ、この流れで進めていくことによって、事業者適切にその項目を組み込んだ事業計画を練って頂くということでもいいと思うのですが、逆にこれが公募の中でどのように取り扱われるのか。この項目が入っているから OK という扱いなのか、この項目の中身も公募選定の評価に含まれるのか、事業者は非常に関心があるのではないかと思います。よ

ろしくお願い致します。以上です。

【大塚座長】

ありがとうございます。では、今の3名の方のご質問、ご意見について、ご回答をお願いします。

【環境省（森田）】

ありがとうございます。田中先生からは、ワーディングの工夫をしてはどうかということで宿題を頂きました。

そして、阿部先生からは、レアなパターンを想定しておくべきというところで、残念ながら現地調査をした結果、かなりの部分が環境の観点から支障があって、風車の立地が難しいような状況であればどうするのかというご質問かと思えます。まずはそのようなことがないように、区域の配慮の段階でしっかりと地元の情報に詳しい有識者の方、知見者の方から情報収集をするということで、その現地調査をする前の段階で、なるべく適正な配慮をしていくということが大前提かと思えますが、どうしても洋上風力につき、不確実性が高く、現地調査をしたら風車の事業計画、配置や機種、ブレードの高さなど、そういったものをどのように考慮しても、重大な支障が生じるということになれば、それはしっかりと環境保全上、どのような対応をしていくのかということ、再エネ海域利用法を所管している国交省、エネ庁と話をしていかなければ、逆に事業者が事業を行えると思って入ってきた時に、後の最終的なアセスでNGが出てしまうと、予見可能性がなくなってしまうということで、そういった場合はしっかりと専門家の方々にもご意見を賜りながら、最大限事業計画での配慮を追求しつつも、難しい場合は調整をしていかないといけないかと思っております。

そして、洗い出し・重み付けの結果を反映させていくというところで、現地調査結果を取りまとめてアウトプットを出していくというところは、かなり時間がかかるのではないかとこのところ、タイムスケジュールが整合できているかというご質問を頂きました。こちら冒頭で北村委員からもご指摘頂いたかと思えますが、再エネ海域利用法側の案件形成のスピード感とアセスのスピード感がしっかりと合うように、環境省の内部行為でできるところは、早め早めに有識者の方々などしっかりと相談をしながら前もって準備を進めていくことで、例えば現地調査が終わってから取りまとめるというよりも、もし早い段階でできることがあれば先々に整理をしていって、必要な考慮を考えていくということで、タイムスケジュールを整合させるように今検討をしているところでございます。

飯田先生からは、重み付けの結果、促進区域の指定プロセスや事業者公募の仕組みを反映していくとなった時に、それらに対してパブリックコメントで環境の観点から受け付けた意見をどうするのかというご質問を頂きました。こちらにつきましては、例えば事業者公募の仕組みの反映の仕方も法的にはどのように実際担保していくのかということ、夏以降、法制局と相談しながら決めていくということになりますが、環境の観点からの意見で

環境省の重み付けの結果に対する疑義が生じているということであれば、制度的な仕組みがどうなるかはともあれ、しっかりとエネ庁、国交省からその情報を頂いて、環境省として
の見解をお伝えしていくべき立場にあると思っております。

2 点目については、大変申し訳ありませんが、公募占用指針への具体的な反映の仕方は
どうするのかというご質問でよろしかったでしょうか。

【飯田委員】

いいえ。事業者の公募になった時に、出てきた話を組み込んでいく過程が評価にどのよう
に繋がるのか。ちゃんとやってもらうためには、計画に組み込んで頂くことに多分なるので
すね。それが評価として入るやり方にするのか、単に項目が入っていくというやり方にする
のか、いろいろあるかと思います。その辺りの検討をどのように進めるのかというのを、も
しお考えがあればお伺いしたいと思います。

【環境省（森田）】

質問の意図を捉え損ねていて大変失礼致しました。今ご指摘の点につきましては、22 ペ
ージ目の②の重み付け結果の反映の2) のご指摘かと思えます。こちらについては環境の懸
念があり、事業計画において適切な配慮がされることについて、事業者にしっかりとその配
慮がなされるような、必要な措置を講じていくということです。例えばということで、公募
占用指針において条件を記載することも考えられると書いてありますが、法制的にそのよ
うな仕組みとなるかどうかというところは、法形式などの整理のところですので、法制局と
相談をしていくということになります。

先ほどの荒井先生のご指摘とも繋がるコメントかなと思ってお聞きしておりましたが、
まさに事業者に対してお願いするというので、環境の観点から重大な支障があるような
もので、これは守って頂かないとなかなかその後のアセスも皆さんのご理解が得られない、
そして、環境影響に本当に重大な影響があるといったような項目については、強くそれを守
って頂くという形にして担保しなくてはいけないと思います。それがこういった項目につ
いてこういう配慮をしっかりしてほしいということで、適正な配慮をより求めていくとい
う観点なのであれば、そこまでの強度はないものかもしれませんが、そこは環境影響のまさ
に重み付けというところの重みに沿ったグラデーションがある部分かとは思いますが。

【大塚座長】

ありがとうございます。よろしいでしょうか。では、関島委員、お願いします。

【関島委員】

1 点、質問させてください。今回の手続きで非常に重要になってくるところは、洗い出し、
それから重み付けの結果を踏まえた調整の結果と考えます。それを今度、促進区域案にフィ
ードバックしていくという手続きにおいて、阿部委員からも、それには相応の時間がかかる

のではないかといった意見も出されました。今後、この重み付けと調整の部分は環境省が担っていくことになると思うのですが、得られた結果の重み付けの中で何を重要視していくかといった点が、非常に重要になってくると考えます。透明性、客観性を担保するような形で重みづけを進めていくためには、どのような体制で臨むことでそれが実現できるのか、環境省のお考えをご紹介願います。

関連してもう1点コメントさせてください。この重み付けというのは、それなりの透明性や客観性を持たせようとする、それなりのガイドラインが必要になってくると思います。海域ごとに重み付けの程度を変えるとといった柔軟性を持ち合わせた制度をお考えなのか、この点についてももしお考えがありましたら、ご教示願います。

【大塚座長】

ありがとうございます。実際に問題になってくるところだと思います。

荒井委員、お願いします。

【荒井委員】

ありがとうございます。阿部委員と関島委員の質問とかぶるところなのですが、今の点は非常に重要だと考えておまして、図の描き方や、文章のところに対してなのですが、今表しているのが22ページの①のところで、現地調査等の結果に基づきという書き方をされていて、先ほどのさまざまご質問に対して時間がかかるということと、それから、スケジュール感の部分もあるので、その擦り合わせが必要だと考えます。これを表した図としては、先ほど環境省のご説明にあった23ページの図が恐らく考えられていることなのだろうと思いました。調査してからではなく、現地調査の途中でもやりとりをしながら、重み付けについて考えていかれるというような考え方なのかと思いました。それに対して、さっき関島先生がおっしゃった、体制とかをどのように考えられているのかということと、固有の海域に関するところでも、モニタリングやその後の知見を積みながらいろいろなことを反映して進めていくなど、最初はかなり丁寧にいろいろ分けてやらないと、明らかになってこないこともあるのかなという印象を持っています。なので、ちょっと質問がかぶってしまったのですが、体制については図の表し方について、もし23ページのほうがあっているのであれば、26ページの全体の流れの図の表し方について、少し修正が必要かと思いました。以上です。

【大塚座長】

ありがとうございます。他はよろしいでしょうか。では、ご質問に対するご回答をお願いします。

【環境省（森田）】

ありがとうございます。関島先生、そして、荒井先生から、洗い出し・重み付けについて

はボリュームがある作業で、かつ、客観性、透明性が求められるという点について、実施体制をどのように考えているのかというところで頂きました。

まず、ボリュームに対してしっかりやっていくというところは、この検討と並行して省内でしっかり体制を整えていく、在り方についての検討をしているところです。客観性、透明性というところは、先ほど勢一先生からも具体的なアイデアを頂きましたが、どのように有識者の方々を選定していくのかといったようなところ、今回はその考え方がお示しできておりませんが、そのようなところをしっかりと詰めていくことが体制の客観性、透明性を高めるためにも重要なポイントということでご示唆を頂いたということで理解しております。今後検討を進めさせて頂ければと思います。

【大塚座長】

ありがとうございます。

【環境省（森田）】

大変失礼しました。関島先生から、海域ごとで重み付けについて柔軟性があるのかというご質問を頂いておりました。

【関島委員】

要は現行のアセス図書を審査していると、基本的には金太郎飴のようにほぼ同様の項目を設定し、同様の環境アセスを実施しています。実際は、不要なものそれなりに見受けられます。できれば、それぞれの海域特徴が異なる中で、メリハリを付けたアセスが必要になってくると考えています。そのような柔軟な対応を可能にする洗い出し・重み付けになっていくのか、その辺りをお聞かせください。

【環境省（森田）】

関島先生、ありがとうございます。18 ページ目のアセスメント等の設計手続きの在り方のところに戻りまして、趣旨の最初のパラグラフでございます。まさに洋上風力発電について、しっかりと効果的・効率的なアセスをやっていくというところでは、不確実性が高く、日々国際的な知見が更新されているという最新の科学的知見も踏まえつつ、また、海域の状況にしっかりと応じて、効果的はもちろんのこと、効率的に実施するということが重要と考えております。19 ページ目を見て頂きまして、現行のアセスの課題をご指摘頂きましたが、4) のところ、こちらまさに海域ごとにオーダーメイドでどのような現地調査をやっていくのか、項目を絞り込んでいったり、必要な調査をしたりですとか、そこをしっかりとオーダーメイドで考えていくということで、この重み付けのところにつきましても、現地調査の結果の活用方法というところで地域ごとにどのように考えていけばいいのかというところを整理するプロセスが、この設計の段階と考えております。

【大塚座長】

よろしいでしょうか。オンラインで勢一先生、お願いします。その後、錦澤先生、お願いします。

【勢一委員】

ありがとうございます。勢一です。

先ほどの洗い出し・重み付けの部分です。言葉の使い方について、重み付け・洗い出しというのは話語でございますので、法的なニュアンスであまり使われないのではないかと、今この段階ではもしかしたら少し抽象度を上げて使用しておられるのではないかと感じました。恐らく用語については、少し今後ご検討頂くことになるのではないかと感じたところです。

今回この洗い出し・重み付けの手続きの部分については、後続の事業アセス EIA にとっては、機能的に見ればある種の後方支援的な役割も担ってくるのではないかと感じます。恐らく陸上と比べると洋上のほうが、調査項目がある程度絞れるということが想定されるのではないかと感じております。そうしますと、やはり後続の EIA の段階で、その海域に必要な調査に集中できるような形でできる手続きとして位置付ける必要があるかと思われました。いわゆるティアリングをやる過程の 1 つではないかと思ったところです。これをどうやって制度として組み込んで担保するのかということまでは、まだ今の段階では私も検討できていないところですが、海外の事例では、上位段階の環境配慮が行われた後の段階では、調査の範囲が絞られてくることになろうかと思えます。迅速な事業の推進のためにも、少しご検討頂ければと思います。

区域に関する留意事項が公募占用指針に反映されるのかどうかは、重要な点かと思っております。促進区域を設定する時に何らかの条件を付けることで、より広く促進区域を設定することができる場合もあろうかと思えます。この辺りについてはぜひ、先ほど海外のデベロップメントプランの話が出たようですが、そういう発想でうまくニーズを調整して、洋上の適地を増やすという方向にご検討頂く必要があるのではないかと感じました。

併せて、これは先ほど意見が出たような気もしたのですが、パブリックコメントで出された環境に関する意見について、環境省がどのように関わるのかというところは、手続き的にも論点になろうかと思えます。可能であれば何らかの手続き的な仕組みが置かれて、併せて、その時に有識者の関与などもできるとかなり説得的な仕組みになるように思えます。この辺りは制度設計としてどうするかという議論があろうかと思えますが、論点として出させて頂きました。以上です。

【大塚座長】

ありがとうございます。では、錦澤委員、お願いします。

【錦澤委員】

洗い出し・重み付けのところですが、恐らく今は重み付けという言葉が 23 ページの図 9 の 1) と 2) のどちらに振り分けるのかという、そういう意味合いで使っていると理解しています。そうだとすると、振り分けという表現を使ったほうが良いのではないかとというのが 1 点です。

それから、1) の促進区域に反映させるというのは、言ってみればかなり重大な影響で、位置についての再検討が必要であるため、位置について再検討して環境配慮をするという結果になるということはクリアですが、2) で実際にどのような対応が必要なのかというところは、恐らくかなりいろいろなケースが出てくると思っています。そうだとすると、適切な環境配慮をするということを公募占用指針に書くことがすごく大事になってきますので、この図 9 の中の白抜きのところを書いてある表現で、洗い出し・重み付け等の結果を事業者公募の仕組みに反映すると書いてありますが、そこは洗い出しをして、振り分けをして、そして必要な配慮の内容を反映させるなどといった文言をはっきり書いたほうが良いのではないかと感じました。田中先生が最初に言われたご指摘と恐らく関係するのではないかと考えているのですが、ご検討頂ければと思います。

【大塚座長】

ありがとうございます。では、今の 2 人の意見についてお願いします。

【環境省（森田）】

ありがとうございます。勢一先生、そして、錦澤先生から、洗い出し・重み付けという言葉についてよく検討したほうが良いというご意見を頂きまして、錦澤先生からは、洗い出し・振り分けをして配慮の内容をしっかりと反映させるということで、具体的なアイデアも頂きました。ありがとうございます。よく今後検討をして、適切な用語になるように考えてまいりたいと思います。

勢一先生の 2 つ目のご指摘で、ティアリングの重要性というご意見を頂きました。この設計手続き、洗い出し・重み付け、そして事業者が選ばれてからの最終段階のアセス、全てが環境配慮手続きの結果をしっかりと反映させて、まさにティアリングをしっかりとして次の段階に進むべきということで、制度上担保できるような措置が重要と考えております。

そして、洗い出し・重み付け結果を促進区域の指定や、事業者公募の仕組みに適切に反映をさせる過程におけるパブリックコメントへの環境省の関与についても、こちらも論点として今後検討すべきということで宿題を頂きました。ありがとうございます。

【大塚座長】

ありがとうございます。

では、ここでオブザーバーの方からもコメントを頂ければと思います。先ほどの 1 つ目のセクションに関してはご意見あるいはご質問を伺う余裕がございませんでしたため、す

みませんが、今までのところについて、オブザーバーの方々からコメントがございましたら、お願いしたいと思います。どうぞお願いします。

【日本野鳥の会 浦氏】

日本野鳥の会の浦です。コメントをさせていただきます。

今回検討しているのが、案件が形成されている場所でいわゆるセントラル方式のようなものをしていくかということかと思えます。本来のセントラル方式、諸外国の例を見ていくと、何も決まっていなところから、環境影響のなるべく少ない場所を選んでいくというのが本来あるべき姿だと思います。ただ、再エネ海域利用法が先にあるため、そこにどう合わせていくべきかということで今議論をされていると認識をしております。

1 つ気になるのが、我々市民側から見ていると、事業者によって配慮書がある海域に何社も、石狩湾であれば 10 社ぐらい出ているかと思いますが、配慮書が出てきてから一定の準備を進める区域や有望区域に指定されているように見えます。配慮書があるということは、事業の想定区域が先に張られており、それから案件が形成されているように見えます。その整合性というか、今やろうとしている仕組みと、先に事業者が配慮書を出してきている実状との関係を、一度整理する必要があるのではないかという気がします。それで、仮に今後有望区域なりを絞っていく際に、事業者が出してきている事業実施想定区域に引っ張られて区域が選定されているようなことになると、この制度は本末転倒と言いますか、先ほど阿部委員がおっしゃったように、そもそも想定区域のような、環境影響が高いとされる場所がもう選ばれている、その中で調査をして区域を絞り込むといった話になると、なかなか軽減可能な場所が選定されないのではないかという心配をしております。ついては、そもそも影響が高い場所が想定区域として選ばれると、例えば 10 段階評価で考えると 8、9、10 ぐらいのところの調査を行い、8 を選びましょうという流れになってしまうと、それは影響が高いと考えられる場所を最初に選んでしまっており、影響の低い所を最初から選んでいないという状況になるのではないかと心配をしております。それであれば、今検討しているものと別の話になるかもしれませんが、案件形成をしていく中で国がもう少しリードし、都道府県が洋上風力のためのゾーニングみたいなことをした上で、県が手を挙げて案件を形成していく、そこに事業者が配慮書を出していくなど、先にゾーニングをできるような仕組みも必要かなと思います。そのためにも、センシティビティマップを環境省が用意していると思うのですが、その精度を更に上げて、それを参考にゾーニングを行うというのも必要かと考えました。

また、この 3 のところに関係するのでしょうか、重み付けなどといったところですが、ここも今後は検討していかないといけないこととして、海の環境というのは変動性が非常に高いため、その中でどういった重み付けをするかですとか、調査するかというのいろいろ想定しておかないといけません。我々日本野鳥の会や日本自然保護協会が、アセスの中で

意見書を出していく時に、準備書段階の時に出す意見で一番問題になっているのは方法のところですか。影響評価の結果に対して何か意見を言う時は、調査の方法の不備があるため、その評価が適切ではないのではないかという意見になるため、ここでいうと設計書のところなどはかなりきちんと考えておかないと、先ほど手戻りの話もあったと思うのですが、結局手戻りが生じてしまうリスクが高くなってしまわないかという気がします。なので、この設計書ですかね、調査手法のところ、それを変動性が高い海洋環境でどうやるかということで、何か恐らくフルセットの調査設計書みたいなものを先に用意しておく必要があるのか、それとも案件ごとに全部フルオーダーメイドで1個1個何が必要かというのをやるのか、その中間の基本セットプラスオプションを用意して、それを専門会議か何かを開いて、オプションをどう足していくのかを選ぶとか、そういう点を先に想定しておく必要があると思いました。取りあえず以上です。

【大塚座長】

ありがとうございました。他にオブザーバーの方でご意見、ご質問、どうぞお願いします。

【日本環境アセスメント協会 島田氏】

ありがとうございます。日本環境アセスメント協会の島田と申します。

26 ページのところ、フローがございまして、これを拝見しまして、この流れ自体に特に何か異論があるわけではないのですが、この流れを見ますと、先ほどもちょっとご意見がありました、説明会という表現がいいのか、あるいは地域への説明という言い方がいいのか、検討の余地があるかと思えます。例えばこの流れの中のどこで大きくスケジュールが遅れる可能性があるかという観点でいうと、現地調査の前や実際に現地に調査員が入り始めるタイミングで地元ともめ事があつたりですか、うまく説明ができないというような場合に工程がずれてしまったりと、事業が遅れる原因にもなりかねないと思っています。そういう観点でいうと、海のアセスという、最近あまりそういった案件がない中で、海のこともしっかり、なおかつ地域にうまく説明でき、アセスの基本的な考え方を熟知した技術者が減ってきている現状です。その辺、実際環境省がどう対応されていくのかというのはまだ分かりませんが、そういった問題があるということが少し気になりましたので、意見として申し述べさせていただきます。

【大塚座長】

ありがとうございます。では、日本自然保護協会さま。

【日本自然保護協会 若松氏】

日本自然保護協会です。先ほど浦さんからもあったように、私も全国的に見てこの地域というのはどうなのだろうかという視点が、非常に重要だと思います。確かに迅速化を考えた時に、今のままだと有望区域が上がってきました、ではこの区域はどういう区域ですか、というところから始まるのですけれども、もうちょっと迅速化を図るのであれば、事前にある

程度全国の情報を集めておく必要があるのではないかと、委員の皆様のご意見を聞いていて思いました。

ただ、海の生物情報も含めて、全国の情報がかなり不足しているというのが現状ではないかなと思いますため、まずは準備という形できちんと力を入れていけば、有望区域が上がってきた時に迅速に手続きを始められると思います。ただ、そうはいつでも初期のころはスピードが遅くなってしまうというのは、不確実性が高いということもありますし、知見が不足しているため、やや仕方がないかなとは思いますが、少しずつ事例が増えていけばかなり迅速化は図れていくのではないかと思います。最初に遅いという点を指摘するのではなく、その後迅速に進んでいくようにきちんと知見を積み上げていくという視点を持っていただほうが良いかと思います。今のアセス図書に関しては、簡易的に公開された後、共有されていないという現状がありますため、まずはきちんと共有を図り、迅速化につなげていくにはどうしたら良いかということを検討して頂ければと思います。以上です。

【大塚座長】

よろしいでしょうか。そろそろ時間ではありますが、どうぞ。

【日本風力発電協会 松島氏】

日本風力発電協会の松島と申します。本日はありがとうございます。

前回は再エネ海域利用法との整合性、早期確立というところを重視すべきだということ意見させてもらいましたが、本日事務局から示されたこのフローのところでは、そういった点が網羅されていると感じまして、この流れで実施頂きたいと考えている中で、本日の検討会の中で出た意見に対して1つ意見がございます。

本日、手戻りやどういった有識者が選ばれるのかという点について意見がされておりました。我々もその点が非常に気になっておまして、前回の検討会で、手戻りが実際にありましたということをお伝えさせて頂いたのですが、その手戻りの原因というのは、方法書が決まってから準備書の説明の間、都道府県の審議会の中で有識者が代わったために調査の中身が足りないのではないかという意見が出てきたのではないかと感じるころもございまして、有識者に誰を選ぶのか、そして、どういう期間で選ぶのかというのは非常に重要になってくると思いますので、その辺ぜひ検討して頂きたいと思っております。

また、評価予測の説明会を法定協議会の中で実施してはどうかというご意見があったのですが、実務者としてしましては、準備書の説明会は通常は2時間ぐらい要することが多いのですが、長い時は3時間を超え、6時間というのも実際に報告されていますので、評価予測の説明会を法定協議会の中で行うことになると、非常に法定協議会の負担になるのではないかと感じたところです。

また、法定協議会は非常に環境アセスと重要な関わり合いがあるというのも理解してい

るところで、各法定協議会では漁業影響調査をやるべきとの意見が出ていると理解しています。環境アセスの中では海域の生態系ということで調べますが、漁業影響調査の中では海の資源という形で評価されていると思います。調査の対象が同じものを指している時もあり、重複することもあるかと思いますが、この辺の合理性を整えられるようなセントラル方式になれば良いなと思っております。以上でございます。

【大塚座長】

よろしいでしょうか。ありがとうございました。事務局、ご回答できましたら簡単にお願ひできますか。

【環境省（森田）】

ありがとうございます。まず日本野鳥の会の浦さまから頂きました、こちら後ほど若松さんからも同じご趣旨で頂きましたが、都道府県が手挙げをする際に、環境の観点からリスクが高い海域とならないようにあらかじめ生物の情報など、その環境の情報をしっかりと事前に整備しておくことが、大変重要というご指摘を頂きました。それはしっかりと環境省でも制度の実施を待たずに検討を進めていかないといけない事項でありまして、まさに若松さんから準備として力を入れて環境情報を収集すべきということでご知見を頂きました。

そして、アセスメント協会の島田さまからは、海のアセス、海が分かっている、かつ、しっかりと分かりやすく噛み砕いてコミュニケーションをしていけるような技術者が不足しているという問題を指摘頂きました。こちら制度の円滑な施行に向けて非常に大事な宿題と考えております。

そして、JWPAの松島さまからは、有識者の選定については非常に重要だということで、具体的に支障があった事例とともにご紹介頂きまして、どのような方にどういう形で聞いていくのかということ、非常に大事な論点と捉え、今後詰めていきたいと思っております。ありがとうございます。

【中原委員】

すいません、先ほどの法定協議会と説明会についての私の発言の趣旨は、説明会は当然独自に開かれるのが自然だけれども、せっかく法定協議会があるのだからそこでも公表するのが良いのではないかという趣旨であって、説明会をやるのでそれで十分という趣旨ではございませんので、念のためご理解頂きたいと思えます。

【大塚座長】

ありがとうございます。だいぶ時間が過ぎてきていますため、申し訳ありませんが、17時まで議事を延長させて頂きたいと思えますが、よろしいでしょうか。恐れ入ります。もしましたら、5分休憩をさせて頂きたいと思えます。

【大塚座長】

では、再開させて頂きたいと思います。よろしいでしょうか。

では、3 つ目のセクションについてです。4 の選定された事業者による環境アセスメント手続きの在り方についてですが、20 分程度コメントの時間を設けたいと思います。コメントのある委員の方は名札を立てて頂くか、挙手をお願い致します。

阿部委員、お願いします。

【阿部委員】

最終的に恐らく国がやった現地調査と環境配慮の考え方を受けて、公募指針に従って事業者が選定され、その後評価書案を作っていくって、この評価書案が現行の準備書に相当すると思いますが、評価書が確定されるということで、ここがやはりスムーズに進んでほしいというのが、今回の一番重要な趣旨なのではないかと思います。

現行のアセスで出てきているいろいろな問題を見てみますと、例えば評価書案は準備書が出た段階でいろいろ環境保全の見地から意見が出て、それを修正して評価書を作るというのが一般的な流れだと思います。ただ、実際には今風車を入れていく中で、ここに書いてあるまさに公募指針と関わってくると思うのですが、風車そのものの機種の種類、これが結構途中で変わってきてしまうということがあります。なぜそれが起こるかという、現行これが入手できそうだとということで事業者は選定して進めていくと、それで設計を行うのですが、実際には海外のメーカーでもうこの大きさのものは入らないとなり、どんどん大型化していくと。基数は減らすのだけれども、実際には工事のカーブの設計や、土捨て場の設計、実際建つ所の高さも変わってきますので、騒音、景観、バードストライク、全部に影響してきます。それが評価書の段階でまた変わるとなると、結構中身ががらりと変わってしまい、もう一度中身をよく確認しなければいけないというような問題も生じてきています。そういう中で事業者からは、早い段階でいろいろ事業者の意見も聞いてほしいというようなコメントがあったかと思います。特にメーカーの動向ですね。今後洋上風力の技術はどんどん変わってくると思いますし、逆にいえば、例えば環境保全型の機械みたいなものも今後出てくるかもしれませんので、そういうメーカーの最新動向というものを、やはり国のほうで公募指針に反映させる時にきちんと睨んで、ある程度予見性を持って進めておかないと、実際に事業者がやる段階で当初の考えていた指針や、環境省で考えていた環境配慮とずれてしまうというような恐れもあります。そこのところは十分含めてここに持ってきて頂ければと考えております。その辺ご検討よろしくお願いします。

【大塚座長】

ありがとうございます。重要なお指摘だと思います。

では、田中委員、お願いします。

【田中委員】

ありがとうございます。24、25 ページについてですが、まず 25 ページのフロー図について申し上げたいと思います。

1 つは、事業者がいわゆる事業計画の諸元を確定して固めて、そして予測・評価、それから保全措置の検討と行うわけですが、その際に国が別途検討している洋上風力アセスの技術ガイドですね、技術指針をしっかりと提示をすることが大事ではないかと思います。ある程度技術指針ができておりますと、例えば環境配慮、またこの前段階で行う重み付けと整理されていますけれども、環境配慮の考え方や、さらにその前の海域調査、海域調査の項目の選び方等において非常に参考になるかと思しますので、そうしたものを国があらかじめ提示することはきわめて大事だと思います。その関連の文言はこの中に入っておりませんが、そういう技術面での整理を進めておくことが大事かと、これが 1 点です。

それから、25 ページの事業者のところ、事業計画諸元の検討など、予測・評価と記述していますが、実際にはこの段階で保全措置の検討が必須のこととして入ってきます。結局その予測・評価をする意図は、できるだけ環境影響を回避・低減するという意図ですね。この前段階で行う重み付け等の言葉も、いうならば環境配慮をしっかりと盛り込むという趣旨での要請だと思いますので、その点のキーワードをぜひ落とさないようにして頂ければと思います。

それから 3 点目は、この評価書案に対して、例えば 24 ページには下記の者から意見聴取をすることで、経済産業省、環境省、地方公共団体、住民と記載されております。ただ、このように書いてあるのですが、このフロー図では環境省の意見は今の発電アセスと同じように経産省に出されて、経産省がそれらを取りまとめて②の形で出す仕組みになっています。これはどちらが正しいのかですね。直接環境省が意見を出すのか、経産省を通じて意見を言うのか、この点もきちんと整理をしておいたほうが良いかと思えます。

それからもう 1 点は、経産省の場合にいわゆる顧問会がありまして、有識者の意見を聞く仕組みがあるかと思えます。ところが 26 ページのフロー図では、経産省のところには何か有識者の意見を反映されるという仕組みになっていないのですが、この点はどのように整理されるのか、顧問会や地方自治体の環境アセスの審査会の関わり方はどうなるのかということについて、お尋ねをしたいと思います。また、いくつかのフロー図で随所に「有識者」の表記があり、その者の意見を聴く手続きが図示されていますが、それらは現行制度にない、今の顧問会等とは別の新規の手続になるのか、確認させていただきたいと思えます。以上です。

【大塚座長】

ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。では、今の 2 人のご質問、ご意見についてお願いします。

【環境省（森田）】

ありがとうございます。まず阿部先生からのご指摘で、確かに現状の陸上風力ですと、準備書から評価書までのプロセスにかなり期間を要した場合に、風車の機種が変わって、評価書で事業の諸元が変わっているということが問題になっているとのご指摘を頂きました。今回の洋上風力の新しいアセスでは、例えば設計書の段階などからしっかりとその機種の動向を収集すべきだということでご意見頂きました。この点、今後 JWPA のお力も借りながら、しっかりとそういったところを漏れなく検討できるようにしていきたいと思います。

田中先生から、まずは事業者が選ばれた後のアセスについて技術ガイドのようなものが必要なのではないか、そして、またそれは設計の段階でも必要ではないかというご指摘を頂きました。この点、我々でも英国や米国など、先進して行われているアセスの内容について、また最新の洋上風力と環境の共生の観点からの技術的知見について、広く国際的な知見も含め、今後施行に向けて収集をしていきたいと思います。どのような形でそれを、技術的な知見をお出ししていくのが良いのかというところは、また今後施行に向けての課題ということで認識しております。

また次に、環境保全措置の検討というところが、重要なキーワードで抜けているのではないかとご指摘でございました。24 ページ目の③の一番下、※1 で、適正な環境配慮の確保の観点から、必要に応じ事業計画の修正を行うというところの事業計画の中に、当然最大限の環境保全措置が事業計画自体を変更していくというところで、そのラインがしっかり分かるように書いていくというご指摘と理解して、以後留意をしたいと思います。

そして、25 ページ目のフローチャートの中で、環境省が経産省に意見を言うことになっているところで、24 ページ目②、意見聴取の対象というのが並列に並んでいることとの関係についてお尋ねを頂きました。こちらは、設計の案のところの意見聴取も同様でございしますが、今後それぞれの立場からどういう形で意見を聞いていくのかというところ、法制面での議論と非常に大きく関わりますので、意見聴取の対象について、誰がどこに向かって言っていくのかというところを事細かに書いたつもりはなく、25 ページだけが細かい表現になってしまっておりますが、最終的なアウトプットに反映されるように、何らかの形でそれぞれの方のご意見を聞くという趣旨で文章については記載をさせて頂いております。

そして、田中先生から経済産業省にて顧問会の意見を聞くのかどうかといったところの整理についてご質問を頂きました。こちらの検討会、夏までに目標としているところが法制度に位置付けていくような重要な制度の考え方、在り方というところの中身を検討するということでありまして、現行のアセス法においても経済産業大臣が勧告をしていくといったようなところで、こちらは経済産業省のお考えとして必要に応じて顧問会にお尋ね頂くとか、そういったところは経済産業大臣の意見を伺う際に、必要な内部行為として調整を施行までの間にされるものと考えております。

【大塚座長】

ありがとうございます。では、飯田委員、お願いします。

【飯田委員】

ありがとうございます。今の 25 ページのところでは質問ですが、1 つは、④のところでは、経済産業省で確認という言葉になっており、この確認というのは適宜変更を求めると④に書いてあるのですが、この後許認可はどのタイミングで終わるのか。許認可や、そういう手続きを経るのかというのを伺いたかったのが 1 つ。

もう 1 つ、予測評価をして、各種リスクに対する対応みたいなものは、このプロセスの中では検討しないのでしょうかという質問です。

最後に、これは全体を通じてもし可能であればですが、今施行されている再エネ海域利用法と環境アセスメントが実施されているものと、今回セントラル方式になることによって案件形成の効率化が適切になされるのかという面でも、ちょっと評価して頂きたいなと思いました。以上です。

【大塚座長】

今の最後の話は全体にかかるような話だと思いますが、他にはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。錦澤先生、お願いします。

【錦澤委員】

24 ページの具体的な手続き、括弧がされているところですが、ここで公募により選ばれた事業者は、海域の詳細な地盤調査等を実施した上でという表現が書かれていて、現地調査は基本的には、セントラルでは国が行うということですがけれども、この海域の詳細な地盤調査というのは、事業者が行うと。これを読む限りだと、公募に選ばれた後にやるということ、その理解でいいのかどうかということです。

7 ページ目のフロー図を見ますと、アセスメントの実施というのが事業者選定の前のところまで伸びています。これが後のフロー図だと事業者選定後にアセスメントの実施がされているため、この図 2 はアセスメントの実施の開始が間違っているという理解でいいのか、あるいは何か意図的に事業者選定の前までかけているのか、そこを確認したいです。これは何らかの縛りのようなものが現状あるのかどうか分からないのですが、このセントラルのそもそもの出発点のところだと、いろいろな事業者が 1 つの場所でいろんな調査を同時並行で行うのを避けようという、そういう話がありましたので、この海域の詳細な地盤調査についても事業者選定がされてから、選定された事業者が行うと、そういう理解でよろしいでしょうか。そこを確認させてください。

【大塚座長】

どうもありがとうございます。白山先生ですね。

【白山委員】

ありがとうございます。白山です。

今の意見も含めてですけれども、今回設定しようとしている新しい法律の範囲ですかね。ここまですを新しくやります、ここまでは今までのアセスメントの法律でやりますというのが、いまひとつはっきりしていないかと思います。再エネ海域利用法という法律はもうかちっとあるとして、その中との関係性でこういうセントラル方式の新たな環境アセスメントの法律を作りたいということと理解しています。そのためには、目的や、手戻り、セントラル方式で複数の事業者が同じことをやることを避けたいですか、そういうことを理解した上で、逆に、例えば風力発電協会などは、今までの法律のプロセスでやっているところにそれなりのノウハウなどがあるわけですよ。そういうものを生かせるところは生かしたほうが良い気も少しします。この新しい法律がどこまですをカバーして、従来の法律はどこまですをカバーするのかというのを一度少し整理して、ご説明頂く機会をつくって頂けないでしょうか。これはお願いで、今日今すぐ答えろと言っているわけではないのですが。

【大塚座長】

どうもありがとうございます。では、今のご質問、ご意見に関しまして、ご回答お願いします。

【環境省（森田）】

ありがとうございます。飯田先生からまず1つ目で、25 ページ目の④について、こちらに表現はされていないところで、その後許認可のようなものがあるのかというところでございます。アセスの手続きがどうなるかというところはともかくとして、発電所につきましては電気事業法に基づく工事計画届出、こちらは許可的届出になっていると思いますが、そちらは必要になると思います。他方で、評価書というものに従った工事計画となっているかどうかというところ、現行法では電気事業法で確認をしていくということになっておりますけれども、そちらについては白山先生のコメントとも関わりますが、どのような形でどこまですをどういう法律で位置付けるのかというのは、この検討会で議論をすることは非常に難しく、各省のいろいろ持っている法律、そして設置法など、いろいろな要素を踏まえて法制局でしっかりと審査をして頂きながら決めていく必要があります。法形式、そして、法の詳細な仕組みというところを議論するのではなく、この検討会ではいつ誰がどのようなことをするべきなのかという、環境配慮の観点から再エネ海域利用法を前提として、必要なことを押さえていくということに特化して議論をさせて頂ければと思っております。

そして、飯田先生の2点目のリスクにかかる対応、というところの趣旨を捉え損ねているかもしれません。飯田先生、2点目につきましては、どのようなご趣旨だったでしょうか。

【飯田委員】

この仕組みでいった時に予測評価は行うのですが、その評価の結果が事業に適切に反映

されるために、事業計画を立てて、その中に対応についても書いていくという理解でいいのでしょうかということです。何かリスクが見えていた時に、そのリスクに対応していく方法については、どのような形で反映されていくのだろうかと思った次第です。

【環境省（森田）】

ありがとうございます。24 ページ目のところでございます。リスクが見えてきたという時には、※1 のところですが、必要に応じて環境配慮の観点から、しっかり事業計画の修正をして頂く想定でいます。それをどのように法的に担保していくのかというところは、前段階までの手続きを含めて法形式、どのようになるのかというところとセットで議論したいと思います。そこをしっかりと担保することがいずれにせよ重要と考えております。

そして、3 点目でございますが、案件形成の効率化というところ、まさに大前提として手戻り防止で案件形成効率化というところを目指している仕組みでございますので、そこが非効率になりそうなものがあれば、しっかりと補完するような制度としたいと考えております。

錦澤先生のご質問でございますが、24 ページ目、事業者が選ばれた後に海域の詳細な地盤調査をするのかというところは、その通りでございます。

そして、アセス実施と事業者選定のタイミングについて、7 ページ目の図 2 にご指摘がありました。7 ページ目につきましては、昨年度の検討の段階でタイムラインが曖昧なところがありましたので、16 ページ目以下でそれぞれの項目ごとにタイムラインをより精緻化する形で資料を整えております。昨年度のフローの時系列と、2 ポツの 15 ページ以降のフローがずれているものは、2 ポツの 15 ページ以降のところを今後の検討の題材と考えて頂ければと思います。以上でございます。

【大塚座長】

白山先生のご指摘は、また次回でご回答ください。

関島先生からまたご意見伺いますけど、全体との関係も踏まえてコメントを頂こうと思っておりますが、ほとんどもう時間がないので。関島委員、ではお願いします。

【関島委員】

時間がないところすみません。錦澤先生の質問とも少し関連してくるのですが、括弧のところ、公募により選ばれた事業者は海域の詳細な地盤調査を実施して、具体的な事業諸元を検討するという記載がございます。そして、また①の文章もそうなのですが、現地調査等の結果及び洗い出し・重み付けを活用して、環境アセスメントを実施して評価書案をまとめるとあります。私のこれまでの理解では、公募選定のプロセスの中での事業者の選定というのは、このような具体的な事業諸元なども含めて、また環境にどれくらい配慮しているのかなども含めて、公募の中で選定されていると思っていました。しかし、説明では事業者が選

定された後に、このような手続きが進んでいくことが期待されているとのことですので、そうであれば、公募では何をもって選定されているのでしょうか。私も再エネ海域利用法における事業者の選定手続きを十分理解していないのですが、検討されるべき重要な点が公募・選定手続きの後に回されていると感じました。改めて、公募では何を基準に事業者の選定が行われているのか、ご説明願います。

【大塚座長】

それではご回答をお願いします。

【環境省（森田）】

恐れ入ります。再エネ海域利用法の一般のご質問であれば、国土交通省あるいは資源エネルギー庁にご回答をお願いしますでしょうか。

【関島委員】

公募選定の後に風車諸元の情報などが検討されるということは、要はこの部分は考慮されていないということなのですね。

【大塚座長】

省庁がいろいろまたがっているものですから、なかなか環境省も答えにくいのだと思います。エネ庁か国交省、お願いしてよろしいですか。

【資源エネルギー庁（橋本）】

資源エネルギー庁の橋本です。ちょっと今、石井が幹部レクで急きょ呼ばれてしまいました。評価そのものに関しては事業性の評価、そして価格ですね。入札の価格の評価、それぞれについて評価しているというのが実態でございます。事業性においては、事業開始の時期や、事業の実現性、何年に開始するのか、迅速性、財務体制、財務体質などを120点満点で評価しているというのが評価基準となっております。

【大塚座長】

すみません。ではもう5時になってしまうので、ここで打ち切らせて頂こうと思います。まだご発言なされたい方がひょっとしたらいるかもしれませんが、申し訳ありません。次回にでもまたご発言頂ければと思います。では、事務局にお返しします。お願いします。

【環境省（森田）】

皆さま、長時間に渡りましてご議論頂き誠にありがとうございます。本日は不手際によりまして、予定時間を大幅に超過してしまいまして、委員の皆さま方、オブザーバーの皆さま方、傍聴者の皆さま方におかれましてはご迷惑をおかけ致しまして、大変申し訳ございませんでした。

本日の議事録につきましては、事務局で案を作成し、委員の皆さまにご確認頂いた後、

ホームページで公表する予定としておりますので、ご協力のほどよろしくお願い致します。

それでは、次回の検討会の日程についてご連絡致します。第3回検討会は7月13日、木曜日、午後に開催致します。開催会場は本日と同じAP新橋でございます。時間の詳細につきましては、あらためてご連絡をさせていただきます。

以上をもちまして「第2回洋上風力発電の環境影響評価制度の最適な在り方に関する検討会」を終了致します。皆さま、お忙しい中、長時間に渡りご議論頂きまして誠にありがとうございました。

以上